

第4回 高知県子ども・子育て支援会議

日 時 平成26年9月16日(火)

14:00~17:00

場 所 第2応接室

(出席者および委員名)

中内 洋	高知県保育所保護者会連合会 会長
澤本 浩明	高知県私立幼稚園PTA連合会会長
田村 孝子	高知県自閉症協会理事長
戸田 隆彦	高知県保育所経営管理協議会会長
家次 まり	高知県保育士会会長
西岡 百合	認可外保育施設 (認定こども園 地方裁量型)
田村 由香	高知県国公立幼稚園会会長
宮地 彌典	高知県私立幼稚園連合会会長
井上 真由美	子育て支援サークル ホットMaMa
吉村 斉 (会長)	高知学園短期大学 幼児保育学科 学科長
筒井 敬士	高知県経営者協会 事務局長
岡林 ゆり	日本労働組合総連合会 高知県連合会 執行委員

(欠席者および委員名)

岡崎 誠也	高知県市長会 会長
寺田 信一 (会長代理)	高知大学 教育学部門 教授
有岡 正幹	高知県町村会会長

(事務局)

それでは、ただいまから、「第4回高知県子ども・子育て支援会議」を開催いたします。本日は、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。いよいよ「子ども・子育て支援新制度」の施行が、あと半年となってまいりました。新制度の本格施行に向けまして、本日の皆さまからのご意見をご参考にしながら計画を策定してまいりますので、今日は少し長時間になりますが、よろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、知事より一言ごあいさつを申し上げます。

(尾崎正直高知県知事)

どうも皆さま、こんにちは。本当にご多忙の中、いつもこの子ども・子育て支援会議の

ほうにご参加いただきまして、本当にどうもありがとうございます。先日、森少子化担当大臣がおいでになられまして、西岡委員には大変お世話になりました。ありがとうございました。高知の子育ての現状を見ていただき、また、シンポジウムにもご参加をいただきまして、いろいろとお話もいただいたところです。本当にありがとうございました。

実は、全国知事会を通じて、この少子化対策の問題について、特に去年ぐらいから、ある意味国家の危機だという、かなりおどろおどろしい言葉も使って危機感をあおりたいというつもりでいろいろ運動してまいりました。正直なところ、昨年の1年ぐらいの間というのは、それほど盛り上がりもなかったように思いますが、ただ、例の増田リポートが提出されて以降というもの、非常にこの少子化対策について、いろいろな意味で真ん中に据えて対策を講じていくべきだと、そういう機運が盛り上がっているように思います。

この少子化対策の中でも「子ども・子育て支援新制度」が最初に先行して取り組みが始められました。政治的フレーズでいえば、民主党政権の時からスタートしたものでありまして、さらに、現在の自民政権になりまして、出会いのきっかけづくり、結婚、出産支援、さらには働きながら子育てすることの支援といったものも加わって、ライフステージ全般に応じた対策を講じようという流れに今なってきているところであり、かつ非常に危機感を高めて、いろいろな政策順位の中でも優先順位が非常に高いものとして取り組みが進められようとしているところでもあります。この機を何としても生かしていかなくてはならないと、そのように考えているところでもあります。

子ども・子育て支援会議の皆さまにも、教育保育の需給調整や保育士等の学校対策でありますとか、いよいよ大詰めの議論をいただくことになるわけでございますけれども、何とかこのワンチャンスを生かして、この少子化対策を本格的なものにしていきたいとどのように考えております。また、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

いろいろ議論をいただいてまいりました。今後につきましても、まだまだいろいろ国全体としても揉めていることもあり、さらには詳細が決まっていないところもあります。なかなか大変な点もあろうかと思ひます。いただいたご意見を、国に対しても訴えていきたいと思ひますし、また、県内で調整ができるものはしっかり調整していきたいと思ひますので、またどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今日は、会議の冒頭に少しお時間をいただいて私のほうから、今、知事会としてどういう政策提言をしているかということについて少しご紹介をさせていただきたいので、お時間をいただきたいと思ひます。

今、お手元にこのような紙が配られていると思ひますので、こちらをご覧ください。皆さま、ご存じのことが多いと思ひますけれども、知事会としてどういう提言をしてきたか、もっといえば、私としてもどういう想いでいるかということについてご説明をさせていただければと思ひます。

こちらの紙の1ページ目をご覧くださいと思ひます。

この少子化の問題についてということではありますが、どういう点で非常に厳しい問題と

なるのかということです。これは、最近でこそ、いわれることはなくなりましたが、一昨年くらいまでは、「少子化対策に真剣に取り組まなければならない」という話をすると、「また、そんな産めよ、増やせよ、国のため」みたいなことをいうんですか。」と真顔でいわれることも結構ありました。とんでもない話でありまして、現在生まれている子どもたちがこのままでは大変なことになるんじゃないかということを非常に危機感を持っているところでもあります。まさに、今の子どもたちのための政策だと思っています。

1 ページ目の左側のグラフにございますように、今、高齢者1人を支える現役世代の人数が2010年現在で、2.6人です。今、2.6人の現役世代で一人の高齢者を支えているという状況であります。これが2030年には1.7人に1人になります。そして、これが最終的には、出生率が1.35の場合は1.2人で1人を支えないといけないという、右側の絵にありますようないわゆる騎馬戦型から肩車型へと負担が急増するとそういう時代がやってくることになるわけでございます。

これは、1.35の場合、出生率がいわゆる中位推計の場合でありますけれども、高位推計で出生率が1.6になったとしても、これは1.3人で1人を支えることになりますから厳しさは、ほぼ変わりません。さらにいうと、合計特殊出生率が仮に人口置換水準の2.07まで向上したとしても、1.5人に1人です。もっというと、これを仮に2人に1人以下の負担にとどめようとすると、出生率は一挙に4以上ぐらまで跳ね上がらないといけないということになります。逆に今度は4以上に跳ね上がると何が起こるかということ、あつという間に日本の人口が2億人ぐらになるんですね。だから、また逆の問題を引き起こすということになるということでもあります。ですからある意味、この少子化対策というのは1990年ぐらから、もっと前からいわれてきている話ではありますが、やや手遅れの感はあります。ですがとにかくそういう中においても、今できることを全力で取り組んでいかなければならないということでもあります。

3 ページをご覧ください。総人口の将来推計についてです。これは、経済財政諮問会議等で提示もされたものであります。国のほうで目標として掲げましたのが、今から50年後の大体2060年ぐらの段階で、人口1億人以上に何とかとどめたいということです。これが一つの目標になっています。この絵でいくと青い点線のように推移しているこれが、今の出生率のまま推移していくとこういうことになってしまうということです。いずれ2110年の100年後には日本人の人口は約半分以下まで減ってしまうという推計になります。仮に2060年時点で人口1億人水準を維持しようとするとうどうなるか、この段階でやろうとすると、2030年までに何とか出生率を2.07まで引き上げることができれば、その後の推移によって人口1億人を維持することができるということになります。

これでも高齢化は同時進行しますので、先ほど申し上げたような厳しさに変わりはないのですけれども、ただ、1.2人に1人よりは1.5人に1人のほうがまだましであるし、さらに1億人という一定人口規模が維持できることによる国力全体としての維持水準、これが一人一人の暮らしを支えるということになるのだらうということです。ただ、これを

実現するというのは大変なことだというふうに正直思っております。

5ページをご覧くださいと思います。合計特殊出生率を2.07、いわゆる人口置換水準といわれるものにまで持っていかうとするためにやらなければならないことについて少し、定量的に計算してみたものがこの5ページのグラフということになります。これをご覧くださいますと、真ん中に出生数103.7万人と書いています。これが平成24年に生まれた子どもの数です。このときの合計特殊出生率は1.41でありました。この子どもが減ってきていることの背景として、左側に2つありますように、未婚の方が多い、それと第一子出産年齢が非常に高くなってきているということがあります。この左側にありますような未婚の方のうち、女性の約89.4%の方がいずれ結婚をしたいとおっしゃっています。この方々が、仮に結婚を今すぐにしたとしたら、どうなるかということ、真ん中のグラフのこの黄色の部分の①をご覧ください。結婚を望む方の希望がかなうと、それぞれの年齢ですぐ結婚をしたとして、それぞれの年齢の出生率を掛け合わせると、子どもの数が21.4万人増えます。これでやっと合計特殊出生率は0.28向上するということになります。

さらに②であります、合計特殊出生率と第一子出産年齢、初婚年齢の推移と書いています。このグラフの一番左のほうを見ていただくと、昭和45年当時の合計特殊出生率は2.13でありました。このときの第一子出産年齢は25.6歳です。これがどんどんどんどん第一子出産平均年齢が上がって30歳になった現在、合計特殊出生率は1.41で、若干途中上がってはいますが、ほぼ反比例して出生率は下がってきているわけであります。

現在5年ぐらい、こういうふうには上がっているのですが、仮に現在の平均出産年齢を5歳さらに若くすることができればと計算したのが、真ん中のグラフの②にあたります。正確にいうと、30代以上で出産した人があと5年早く出産したとすればということです。それで、それぞれの年齢に置き換えて、それぞれの年齢における出生率を掛け合わせると、約30万人子どもが増えます。これによって出生率の向上をする率というのは、0.37ということになります。この2つを同時に成し遂げてやっと合計特殊出生率というのは2.06に上がるということです。

つまり、この1億人を維持するという、もつという人口置換水準といわれる合計特殊出生率まで上げていくというだけで、どれだけのことをしないといけないか、今、結婚していない女性、そのうち結婚する意思のある方が全員結婚し、かつ平均の初産年齢が5歳早くなるということを両方成し遂げてやっと2.07になるということであります。本当に大変なことだと思います。

これに加えて、一番右側に若者の人口と書いてありますが、東京ではなくて、例えば地方にできるだけ若い人が残ることができれば、より全体としての効果を発揮しやすくなるのではないかとということなども述べさせていただいております。一言でいうと、よほど思い切ったことをしないと本当の意味で、この少子化対策にはならないということではないかということです。

そういうことで、4ページをご覧いただきたいと思いますが、それに対して、知事会として少子化対策の抜本強化に向けた3本の柱としての訴えをさせていただいています。

1本目の柱は出生率を高めるための政策ということでありまして、これは去年からも訴えてきたところですが、下の真ん中にありますように、結婚を希望する、より多くの人々が望みをかなえられる、さらに、希望する時期に安心して出産し、子育てができる社会を目指してライフステージに応じた政策の展開を図ることと地域の実情に合った施策を強力に推進する必要があるということです。

具体的政策群というのはこちらの紙に入っておりますので、またご覧をいただきたいと思いますが、例えば、出会いのきっかけをつくるための諸事業というのは、もっと幅広く展開をしていくことでありますとか、さらに、できるだけ若い段階で就職して、若い段階で子育てができるようなことを後押しする、そういう企業さんを応援するような取り組みを進めていくことでありますとか、さらには、「子ども・子育て支援新制度」をしっかりと施行していく中で、働きながら子育てできる環境をつくっていくことでありますとか、さまざまな施策を講じていこうとしています。

ただ、ここで、東京23区では待機児童問題が一番深刻ですが、高知の場合はむしろその出会いの場がないということと、もっと言うと、若い人たちが経済的苦境によってなかなか結婚できないということが非常に大変だということでありまして、地域によってその結婚できない理由に大きな違いがあります。ですから地域の実情に合った施策を強力に後押しするような仕組みをぜひつくるべきだという話をしております。

2本目の柱です。地方で家庭を築く若者を増加させる施策をというお話をしております。今、まち・ひと・しごと創生本部だとか地方創生だとかそういう議論が盛んになってまいりました。できる限り地方に若い人が残ることができる施策群というのをぜひ講じてもらいたいと、これは決して子育てだけにとどまった話ではないのですけれども、施策全般として講じることが重要だと思います。

そして3本目、世代間の支え合いの仕組みをということを書いています。今、こういう議論が出ています。日本は高齢者に金を使い過ぎであると。故に、その高齢者にかけているお金というのを削って、もっと若い世代にお金を回していくべきだという議論が出てきていますが、そういう対立の構図で本当に問題は解決するのでしょうか。高齢者の皆さま方にも、社会保障という形でお金をかけなければならないのも厳然たる事実であって、できれば、ぜひ高齢者と若者を共に、もっと言うと高齢者と若者がお互い支え合いながら子育てをしていく社会づくりができないだろうかということを提案していきたいと考えておるところです。

例えば、今、高知県の中山間地域でやっております、あつたかふれあいセンターには若いお母さんたちが子どもたちを預ける機会というのがたくさんあります。その場で実際に保育をしてくれているのは、おじいちゃん、おばあちゃんたちなのでありまして、ぜひ、元気な高齢者の皆さんに、若いお母さんたちの子育てを手伝ってもらえるような仕組みとい

うのをたくさんつくっていくことができないかと、それが超高齢化が進む中での子育ての在り方ではないかと思えます。そういう仕組みをつくっていったらどうかということを提唱させていただいたりしています。

加えて、この際税制をぜひ改善していくことができないだろうかということを訴えさせていただこうと思っているところがございます。高知では、本当に実感できることですが、若い世代の経済的負担が非常に多くて子育てや結婚することをためらうことが多いということがたくさんあります。

例えば政策集の7ページをご覧をいただきたいのですが、右側のグラフに書いてありますように、結婚できない理由、これは結婚したいと思っている人が結婚できないと答えた理由の1つに、適当な相手に巡り合わないというのがあるのですが、その次が、やはり結婚資金が足りないというのが大きな理由ということになっています。

さらにもっと言うと、この政策集の11ページをの左側にありますのが、いわゆる非正規雇用比率と生涯未婚率の推移について書いたものでありますが、見ていただくとお分かりいただきますように、非正規雇用比率が拡大するのにはほぼ比例して生涯未婚率も推移をしていくということでありまして、いわゆる経済的な生活の安定、そこに見通しが持てないことが生涯未婚率の上昇ということに非常に影響しているんじゃないかと推測されます。

そして、さらに10ページをご覧いただきたいのですが、子どもの数についてです。理想の子ども数と予定する子ども数についてであります。理想が2人、しかし予定は1人だと答えた方、さらには理想は3人、予定は2人だと答えた方、それぞれについて「なぜ理想に比べて1人少ないですか」ということについてうかがった答えの最多のものは、子育て、教育にお金がかかり過ぎることです。

結婚の段階におけるアンケート調査の1つによれば、お金がない、これが経済的に大変だということが結婚しない理由であり、生涯未婚率と非正規雇用、いわゆる先々の見通しの不透明感が、生涯未婚率の向上にほぼ比例しており、さらに子どもを産むという段階になってもこのお金の問題は非常に大きなネックとなって、子どもが産めないという状況になっているということが、いろいろなアンケート調査やデータを総合すると分かっていくところなんです。

この問題を何とか解決したいということで、歴代内閣でもいろいろな取り組みをしてきました。例えば民主党政権において、子ども手当というのを配分しようとして、月に1万3,000円の子ども手当を払うと年間の国の予算が2.4兆円必要です。これを2万6,000円に増やそうとして、国家予算を4.8兆まで増やそうとしたときに、それだけのお金は払えないということになって、結局この施策自体が全部止まってしまうということになりました。

はっきり申し上げて、国の予算、つまり税金負担で全ての若い人たちの生活をサポートするようなものを行っていかうとしてもなかなかそれは現実問題として大変だろうと思えます。ぜひ、こういうところこそ民活型で対応できないかということでもあります。そこで

われわれ知事会として今、提案させていただいておりますのが、この政策集の15ページの政策提言でございます。

端的にいうと、高齢者のところに滞留している家計資産というのをぜひ若い人たちにできるだけ早く移転できるような政策をとれないかということでもあります。15ページの右側に世帯主の世代別資産総額と書いています。60歳代から70歳までの間に467兆円、70歳以上に529兆円の資産が滞留しているというのが日本の姿で、約1,000兆円の資産を60歳以上の世代が持っておられるということになります。

およそ日本の家計資産全部の6割が高齢者層に集中をしています。ところが、皆さんもご存じのように現代の世の中においては、超高齢者から高齢者への相続になっています。この世代の中から、この資産がなかなか若い人に移っていかない、むしろこのこちら側の偏り度というのはますます高まっていっているという状況にあるわけでもあります。この資産をできるだけ早く若い人たちに移すことができれば、相当の経済的な苦境というのを救えるのではないかと考えています。

16ページをご覧くださいと思いますが、今、16ページの上の図にありますように、教育資金等の一括贈与に係る贈与税の非課税制度というのがありまして、教育するためであれば高齢者から若い人たちに、贈与税を非課税で資産を移すことができるという制度がございます。子どもが生まれるとその子どもに対して信託をするという形でもって、その子どもたちの教育資金をおじいちゃん、おばあちゃんからその孫に向けて、非課税で移すことができるという制度があります。ですけれども、これが27年12月末までの時限措置になっているということもありまして、これをいかににより拡充し、延長していくことができるかということが1つの肝ではないかと考えておるところです。

実はこの制度、当初は約2年半の期間中に、大体4万件ぐらい使われるのではないかと想定されていたのですが、実際、1年ちょっとの段階で7万5,000件ぐらい既に使われているということで、非常に人気があるそうです。ですがただ、実際にこの制度を利用した人の動機を聞いてみると、相続税対策というよりも何より孫のためになりたいということをお答えになる方が圧倒的に多いそうでありまして、ぜひ、もっと拡充できないかということを今、訴えています。

これは子どもが生まれた後、その子どもに対して資産を移転する制度になっていますが、そもそも経済的理由により子どもを産むこと自体をためらっている方、さらにもっと言うと、結婚すること自体をためらっている方が多いということでありまして、ぜひ、結婚する前世代の若い人たちが、これから結婚するというのを後押しするような形でも、こういう非課税の贈与制度を活用できないだろうかということを、訴えているところです。

ちなみに、これによって相続税、贈与税が仮に全てゼロになったとして、いや上限を設けますのでなったりはしませんが、相続税、贈与税収が毎年なくなったとしてもそれによる財政負担というのは、たかだか1.5兆円なんです。さっきの子ども手当が2.4兆で、さらに4.8兆にまで増大しそうになり、払えなかったのです。それに比べて、これ

であれば1.5兆の負担で済み、しかも仮に1,000兆円の資産のうちの1割でも移れば、100兆円ぐらいは若い世代に移ることになります。少しフローとストックの違いはありますけれども、さっきの子ども手当の25倍とか、場合によっては40倍ぐらいの経済効果をもたらすことができる可能性も出てくるということでありまして、ぜひ、こういうような思い切った政策を打っていくべきじゃないかということは今、国に対しても訴えています。

正直ですね、私は財務省出身でありますけど、財務省などはこの少子化対策というものにあまり甘くはありません。内閣全体として随分前向きになってきたなという感じはしますけれども、全体としてそんなに温かい感じではありません。なぜかという、結果がどういうふうに出てくるか分かりにくい、お金の使い方としてなかなか説明しづらいところがあるようです。

しかしながら、このままいくとですね、再び最初の1ページのグラフに戻りますけれども、私たちの子どもたちが私たちぐらいの年になったときに、今の乳幼児たちが50歳ぐらいになってきたときに、日本は大変なことになります。子どもたち一人一人が大変なことになる。そして、また、そういう人たちから成る日本全体としても大変なことになってしまうんじゃないかと大きな危機感を持っておるところでございます。何とか思い切った対策を講じていくために、いろいろと今後とも取り組みを進めていきたいと考えているところであります。

まず、「子ども・子育て支援新制度」、これが本格的な対策の第一弾としてスタートしていくことになるわけでありまして、いろいろと調整しないといけないことが多いと思います。また、ぜひ、皆々さまからお知恵をいただきながら、まずそのことをしっかり進めていくということであろうかと思いますが、あわせてこの少子化対策全般へのさまざまな取り組みについて、いろいろアドバイスもいただければと思いますので、またよろしく願い申し上げます。

これからシビアな議題になることも多いと思いますが、吉村先生はじめ皆々さま、どうぞよろしく願いをいたします。

(事務局)

それでは、議事のほうに入りたいと思います。吉村会長、よろしく願いいたします。

(吉村会長)

皆さま、こんにちは。本日は、また大変お忙しいところお集まりくださいまして、ありがとうございます。本日の出席の委員は、12人でございます。過半数が出席されておりますので、当会議の設置条例第6条第3項により議事を行います。

本日も非常に議題が多いです。先ほど知事さんからご説明いただいたことに直結する内容もあるかと思っております。何とぞ時間配分にご協力をお願いいたします。

それでは早速、議事の1番目です。計画の骨子（案）および基本理念と基本的視点について資料1、資料2を西村課長さんからご説明いただきたいと思います。特に資料2については、後ほどご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

「(1) 計画の骨子（案）および基本理念と基本的視点」

(少子対策課)

それでは、少子対策課からご説明をさせていただきます。まずは資料1の支援計画の骨子をご覧ください。後ろに論点というのでも少し載っていますが、本日はこの骨子の部分だけご紹介をさせていただきたいと思います。県の子ども・子育て支援事業支援計画は、国の「子ども・子育て支援法」や国の基本指針に基づき、施設型給付など、子育て支援の財政的な拡充にあわせて、全ての子どもが質の高い教育や、保育を受けられるように、認定こども園の普及や幼稚園・保育所の人材確保、あるいは質の向上、地域の子育て支援事業の充実など具体的な取り組みを定めていこうというものでございます。

この資料1の1枚目にいろいろ書いておりますが、基本指針の中で必須項目というのが5つございます。これは、この資料1を1枚おめくりいただきまして2枚目の後ろのほうをご覧ください。第4章のところです。必須項目が5つございまして、1つは区域の設定というものがございます。これは、4章の1の(1)でございます。必須項目の2は、教育保育の量の見込みや、提供体制確保の内容というものがございます。これは、こちらの4章の1の(2)になります。それから必須項目の3は、教育、保育や子育て支援事業の基本的な考え方ということになります。これは4章の1の(3)に該当するようになっていきます。そして、必須項目の4は、従事者の確保や、資質の向上のために講ずる措置ということになります。これは4章の1の(4)、人材確保と資質の向上といったところで整理をしていきたいと考えています。あともう1つ、必須項目の5ということで、専門的な知識や技術を要する支援として児童虐待や、社会的養護、障害児施策などを進めていきたいと思います。これは第4章の3、こちらのほうで触れる形に今、骨組みとしてはさせていただいております。

あと任意記載事項が7つほどあります。これはお戻りいただきまして最初の第1章の5です。基本理念などがございます。こういったところで基本理念、目的などについて書いていこうかと考えています。あとはいろいろと広域的な見知からの調整などがあれば、4の計画の体制や、それから任意事項であります。教育・保育情報の公表というようなことがあります。事故があったときの公表というものがあるのですが、それは後ろのほうをご覧くださいまして、また4章の(5)で触れていきます。それから、仕事と生活の調和の実現のため、ワーク・ライフ・バランスという項目につきましては、この裏面の第4章の4こういったところに盛り込んでいこうかと考えておりまして、国の指針で書かれてい

ます必須事項の5点、任意事項の7点は入れる形でしつらえていきたいということで骨組みを考えております。

すみません、資料2のほうを少しご覧ください。今日はさわりということで、このような形だけで大変恐縮ですけれども、ご紹介させていただきたいと思います。一番上に理念の基本的な取り組みの方向性の考え方というのを書かせてもらっています。「子ども・子育て支援法」の目的・基本理念やそれに基づく基本指針、また教育委員会で整理している高知のキャリア教育というものがございます。そういった趣旨を踏まえますとともに、実は今年度、次世代法の延長というものがございます。県では「こどもプラン」といっておりますが、次世代計画というのも新しくしつらえ直す予定にしていますので、並行してとなりますが、そういったものを含めて検討していきたいと考えております。

2段目に、理念（案）ということを書いています。国の基本指針を見ますと、財政的な支援はもとより子どもや子育て中の親への関わり方などの支援が充実されるという環境整備といったものを重視しています。こうしたことを踏まえ、この理念のところを書かせていただいています。どういうことかということ、乳幼児期におきましては生涯にわたる人格形成の基礎となる豊かな心情、物事にかかわろうとする意欲や、健全な生活を営むために必要な態度、そういったものが培われる重要な時期であろうということです。「子どもの育ち」ですとか「親育ち」といったものを地域全体で支援することで、高知県で子どもを産み育てる、誰もが喜びを感じることができる、そういった全ての子どもが生きる力の基礎を培うような環境づくり、こういったことを目指したいという想いもございまして理念のところを書かせていただいています。これはあくまでも案でございますので、またいろいろと後ほどご意見をいただければと思います。

あと、そういった環境を整備していくための取り組みの方向性ということで現在5つの視点をあげさせていただいています。一番上が、子どもが親などから十分な愛情を受け、健やかに過ごせるように子育て支援の取り組みを充実していきましょうということで、「子どもの育ちの視点」というものを入れてあります。あと、後ろのほうにある参考資料として、例えば乳幼児期、満1歳までの乳児期、満3歳までの幼児期、満3歳以上の幼児期ではどういったことが大事かということが国の指針として書かれています。これは後ほど参考にご覧いただければと思います。

それから、2つ目の視点でございまして、「『親』も『子ども』も一緒に育つ過程を支援する視点」というのがございます。けれども、子育て中の親が子どもとともに育つことができる子育て支援を充実していきましょうということで、親と子どもも一緒に育つ過程を支援していくことを2つ目に書かせていただいています。

それから3つ目でございますけれども、サービスの質の視点というものがございます。こちらはですね、子どもの発達段階に応じた保育、あるいは教育などを充実していく必要性がございますので、発達段階に応じたサービスの質というのが重要であるとしています。

それから4つ目でございますが、「妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の視点」です。

これは、安心して妊娠から出産、子育てができるように関係機関との連携をしていきましようということでございます。

それから最後でございますが、「地域で支え合う視点」というものを入れさせていただいています。地域社会全体で一体的に子育て支援に取り組むことが、これからますます重要になってくるだろうということで、ここに入れさせていただいています。

以上ですけれども、取りあえずさわりとといいますか、まずは最初のたたき台ということで、こういったところから始めさせていただきたいということで、今日ご紹介をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

(吉村会長)

ありがとうございました。事務局から説明いただきました議事の1つ目についてですけども、実はあまりご意見をいただく時間がございませんが、もしございましたら、お願いしたいと思います。ただいま、説明がありました点についてご意見いかがでしょうか。

(委員)

基本的視点の子ども子育て支援の取り組みの方向性のうち、「子どもの育ちの視点」というところですが、国の基本指針からの抜粋の発達段階は、主に障害などのない定型発達のお子さんの発達段階に沿って書かれていると思います。例えば、発達障害ですと、重度の自閉症のお子さんであれば、乳児期に愛着形成というのが非常に困難です。そういった中でこれを基本になると、そこから外れるお子さんを持つ保護者の方へのストレスや、不安が助長されるのではないかと懸念をしています。

国の基本指針を確認させていただきましたら、やはり障害のあるお子さんや、虐待、貧困とかそういった方々のお子さんの育ちに差があるということ踏まえたうえで、お子さんの特性に応じた支援をしていくということも書かれていたと思います。その辺りを追加で書いていただければと思います。

(吉村会長)

ありがとうございます。いわゆる障害を持っているお子さんのことも含めてということでご意見をいただきましたので、ご検討お願いします。

(少子対策課)

はい、そうですね。枝葉まできちんと書けていなくて申し訳ありません。当然、国の基本指針も踏まえたうえで、どう書くのかというところがございます。確かに全然書いていないということになると誤解も与えてしまいますので今のご意見も踏まえまして、整理をさせていただきます。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

(委員)

方向性の2番目、『親』も『子ども』も一緒に育つ過程を支援する視点」というところの「保護者の第一義的責任の下」というところが今回とっても重要だと思います。視点として捉えてらっしゃるところは想いも一緒だと思いますが、受け手の保護者の方に「親が子育てをするんですよ。その手伝いを社会が担いましょう」というところをもっと発信できるように。親も子どもも一緒に育つのではなくて、親が子育てをする手伝いをしましょうという視点。そうするとおのずと子どもの視点に立った支援というのもそこで満たされてくると思います。だから、今は、親が子育てを手伝ってくれるというような思いが若い世代に強くなっていますので、やはりこの「第一義的責任」というところをメッセージとして発信できるような視点の捉え方をしていただけたらと思います。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。保護者の第一義的責任の重要性をさらに強いメッセージとしていくというご意見でした。

(少子対策課)

ありがとうございます。国の子ども・子育て会議でも第一義的責任というところは強調されておりますので、県としても言葉をもう少し足していきたいと思います。

(吉村会長)

はい、どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また、後からいろいろ思い付くことがあるかもしれません。本日、配付された資料にこういったご意見の用紙がA4、1枚でありますので、また後でお気づきになった点がございましたら、こちらのほうへご記入をお願いします。

ほかにご質問等はいかがでしょうか。もう1回確認をしておきたいというところがございましたら、お願いします。

特によろしいでしょうか。それでは、次の議題へ移らせていただきたいと思います。

「(2) 教育・保育提供区域の設定、量の見込み、確保の内容」

(吉村会長)

それでは、 幼保支援課からお願いします。

(幼保支援課)

幼保支援課でございます。よろしく申し上げます。右肩に資料3-1、それから資料3-2と書いたこの2つの資料を基に説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

資料3-1で、幼児期の学校教育・保育の充実ということに関しまして、まず、(1)区域の設定、同じページの中段辺りに(2)子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込み、確保の内容等、まずこの2つについてご説明をさせていただきます。

これは、県内で教育・保育の量、つまり幼稚園、保育所、および認定こども園における児童の受け入れの体制を確保するにあたりまして需要に対する供給の調整を行う際の判断基準となる区域の設定をどのように考えるかというものでございます。

まず(1)の区域ですけれども、市町村が定める教育・保育の提供区域を勘案し、平成27年度からの5年間に県全体で必要となる教育・保育の量の見込みに対応するために行う教育・保育の提供体制への確保内容、およびその実施時期を定める単位となるもので、隣接市町村間における広域利用等の実態を踏まえて設定することと決められております。認定区分1号から3号ごとに設定するということも可能となっております。県計画で定める区域は、保育所や認定こども園などの設置の申請がなされた場合、需給調整への判断の基となります。

次に(2)の子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込み、確保の内容です。①の量の見込みとは、各市町村の積み上げとなりまして、各市町村では認定区分ごとに量が見込まれます。認定区分1号と2号は満3歳以上です。2号は、保護者の就労等で家庭での保育が困難な子ども、1号はそれ以外の子どもとなります。3号は満3歳未満の子どもで、かつ保護者の就労等で家庭での保育が困難な子どもということになります。

②の確保方策ですけれども、市町村は1号認定の子どもに対しては、認定こども園、幼稚園、および子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園での受け入れ体制を整えることとなります。2号認定につきましては認定こども園、保育所、3号認定は認定こども園、保育所、および新しく創設されます地域型保育事業という事業での受け入れ体制を確保することとなります。

次のページをお願いいたします。市町村のニーズ調査の結果です。資料3-2の1ページをお願いしたいと思います。A4の横の表でございます。一番左になりますが、平成27年度で見ますと、青色の部分が量の見込みとなります。2万4,943人、それに対しまして、柿色の部分は確保できる数というのが2万9,137人となっておりまして、差し引き4,194人分の余裕があるということになります。この資料の数字につきましては、今後各市町村の子ども・子育て会議での議論などを経て修正をされる可能性もありますので、暫定の数字であるということをご了承ください。

27年度を先ほどは合計で見ましたけれども、認定区分別で見ますと3号認定の0歳児童で赤字になっておりますが、供給不足が発生をしております。各市町村別の数字は数字が不確定でありますことから本日資料としては提示しておりませんが、傾向としま

すと、高知市や南国市など9市町で供給不足が見込まれております。

ただいまのが、3号認定ですけれども、1号認定では県全体では1,333人供給が上回っていますが、室戸市など9市町村で供給が不足する見込みとなっております。ただ、その供給不足といいましてもいずれもその人数は1桁ぐらいの数字となっているものでございます。

次に、2号認定での教育ニーズ、つまり家庭での保育が困難で保育を必要とする子どもであり、かつ教育ニーズもあるという人数については県全体では123人供給が上回っていますが、個別にみますと香南市などでは4市町村では供給不足が見込まれております。この表の中で黄色の部分がございまして、黄色の部分の上段が他市町村の施設を利用する子どもの数、その下が、他市町村から受け入れる子どもの数でして、400名程度の数字がずっと上がっておりますが、この数は本来一致するものでございまして、今後、これにつきましては、市町村に確認をし調整をしまいたいと思っております。現在、市町村から出てきた数字をそのまま積み上げておりますのでこうした形になっておりますけれども、これは今後、県として調整をしまいたいと思っております。

資料3-1の2ページに戻らせていただきます。④の県の認可および認定に係る需給調整ですけれども、県が設定します区域内において需要が上回っている場合は、原則認可を行うこととなりますし、供給が上回っている場合は認可をしないことができるということとなります。

最後に⑤の区域の設定についてでございます。1号認定、つまり3歳以上で家庭での保育が可能である子どもの受け入れに係る区域設定につきましては、幼稚園を中心として既に多くの広域利用が行われている状況から、県全体を1区域として設定してはどうか。また、2号、3号認定については現在でも他の市町村の施設を利用している子どもがいるものの、児童福祉法では、市町村が保育の場を確保しなければならないと法で規定もされておりますことから、市町村ごとの区域設定とすることとしてはどうかと考えているところでございます。

仮にこうした形とする場合の影響ですけれども、矢印の下のほうにまいりますが、1号認定の子どもを受け入れたいとする施設の設置申請がなされた場合、県全体では幼稚園の供給体制に余裕があり、認可しないことができることとなりますが、現在の見込みでは、先ほど申しましたような状況で、1号認定について新たに施設を設置して対応を図らなければならないといったまでの需要は発生しておらず、この計画期間の5年間の中では既存施設の認定こども園化などで対応できるものではないかと考えております。

2号、3号認定については需要が上回っている市町村については原則認可となります。しかしながら、平成27年度に供給不足となっている市町村においても、平成31年度、計画期間中の5年間には、既存施設の定員増や認定こども園化などにより対応可能な見込みとなる予定でありますことから、実際に新たな保育所を設置する必要までは起こらないのではないかと考えております。

いずれの場合におきましても、そこに記載しておりませんが、基本的な考え方としますと、少子化傾向の中この度の5年間の計画期間中におきましては、新たな施設の設置ということではなく既存施設の認定こども園化、あるいは定員の増加、地域型保育事業での対応を基本として、こうした形で需給調整を図ることのできる区域設定を行うことが適当であるのではないかと考えているところです。本日、委員の皆さまのご意見をうかがい、また、市町村の子ども・子育て会議における確保方策の検討状況も踏まえながら、区域設定の案を検討してまいりたいと考えております。

最後に、課題として2つ書いています。市町村によっては、例えば保育所しかない市町村において保護者からの教育ニーズが発生していないという市町村もございます。これは、そもそも教育ニーズがないからなのか、あるいは現在、自分のお住いの市町村に幼稚園などがいないからそういった教育ニーズということに思いが至らないのかといった心配もございしますが、仮にこうした保護者からの教育ニーズが発生した場合には、保育所の認定こども園化で対応できるものと考えております。

また二つ目の丸になりますが、県計画の中では見込まれていない保育所や幼稚園の施設設置の認可申請があった場合の取り扱いにつきましては、県計画に定める利用定員を基に、区域設定の考え方を基本として需要と供給を調整の上判断することで対応するというところで考えているところでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。今、ご覧いただいたのは、資料3-1と3-2の報告でございます。ただいま、ご説明のありました区域の設定は、ある意味非常に重要な部分になりますので、ご意見をいただければ幸いです。委員の皆さま、いかがでしょうか。

(委員)

すみません。⑤の区域における県の考え方の1つ目の丸ですけど。「1号認定については県内全域を対象として広域で利用している児童も多いことから、高知県全域を1区域に設定してはどうか」ということですが。実際、今、室戸他9町村で1桁の不足ということもありますし、広域といたしましても高知県も広いので本当にこれを1区域としていいのでしょうか。例えば、四万十市と高知市で広域利用がされるというのはまず現実的に無理かと思えます。一方で2号、3号認定については、各市町村単位で調整をするということですので、ちょっと差が大きいのかと思えますが、この辺りはいかがでしょうか。

(幼保支援対策課)

はい。確かに1号は全域で1つ。2号、3号は違うということで、先ほどのお話にもありましたように、幼稚園も全域で広域利用が行われているということではなく、中部地域ですと高知市を中心に周りの市町村に通っている子どもさんがいるということでございます。

す。

この1号認定については、次の3ページの認定こども園での目標とも絡んできます。例えば、県の東部地域や西部地域で幼稚園を1つ新設するといったところまでの需要は、現在のところ市町村からの数字では見込めておりません。それは認定こども園で対応していく形にしたかどうかということで、こういう形にしております。1区域ではなくて、東部、中部、西部の3つにするといった意見も当然あると思います。

(委員)

結局、先ほども説明にありましたが、保育所しかないから、幼稚園はないからということもあるかもしれません。しかし、実際にあれば行かせたいという親もいらっしゃるかもしれません。あくまで施設を新しくつくるほどの不足はないということでしょうか。

(幼保支援課)

そうですね。

(委員)

私もあまり、実感として分かりませんが、何となく違和感がありましたので質問しました。はい、分かりました。

(吉村会長)

この点について、実際に現場の幼稚園の委員の方はどうでしょうか。高知県全域を1区域に設定することについて。現実にはもちろん端から端ということはありません。

(委員)

一見乱暴なようには見えますが、原課長さんからもご説明があったように、新たな施設をというよりは、認定こども園化という形で十分吸収できるのであれば、今後、認定こども園ができたときに1号の子どもたちがどの市町村に行くのかという区切りをするより、どうしても狭間になる子どもたちの行き場所は、その受け皿でいけるから全域になっても別段の実害はないのではないかと思います。今後、そういうハード面的な部分の整備をしていくよりも内容、いわゆる質を高めていく。今までの政策、エンゼルプランから始まる少子化対策で十分機能していない分に、相当思い切ったことをする。これは中身、ソフト面で対応する、その1つの表れがこの全域的な考え方でいいのではないかと私立幼稚園は思っております。

(吉村会長)

公立のお立場ではいかがでしょう。公立の場合、あまり広域ということにはならないでしょうが。

(委員)

そうですね。また、それぞれ市町村での考え方ということも反映してくるのかと思います。全域にしたとしても、実際の利用ということを考えれば、今、委員がおっしゃったようになると思います。

(吉村会長)

はい、ありがとうございました。よろしいですか。ほかに何かご意見いかがでしょうか。

(委員)

平成27年度の段階で0歳児がマイナス10ということですが、これは来年度動き出した段階で、0という形になる予定をしているのですか。

(幼保支援課)

現在の時点では、27年度は不足が出る。27年度の当初で解消はできないという見込みです。

(委員)

それを解消するという方向性はないわけですか。

(幼保支援課)

解消するために、例えば高知市であれば、定員の増や認定こども園化といったことを考えて解消を図っていき、31年度までには全て解消するという形になります。

(委員)

分かりました。それと、現状、0歳児の保護者からの要望と実質的な受け入れる量という部分では、大体頭打ちといたしますか、同じ量的なものなののでしょうか。

(幼保支援課)

県全体で見ると、供給がマイナス10です。

(委員)

本当は行かせたいけれども、受け入れ先がないから辛抱しているという保護者は、現状ではいらっしやらないのですか。

(事務局)

待機児童の判断でいきますと、今年の4月に高知市と四万十市で申し込みをしたものの認可保育所、あるいはそれに伴う認可外保育所、どちらにも入れなかったというところがあります。これは、年度途中でだんだんと増えていっているというのが現実です。それを解消すべく、今回5年間の計画を立てました。27年度は、今現在のままの待機児童を見ますと、やはり県全体では10ぐらい足りなくなるという数字が出ているのがこの表になります。

(委員)

これはいつの時点ですか。

(事務局)

8月の末現在で見込みとして調査をしたものです。今現在、国からもっと正式な調査依頼が来ております。

(委員)

先ほどいわれた部分については、多分8月の末。一番新しいところでマイナス10ということがあるんですね。

(事務局)

はい。27年度はそのくらいということです。

(委員)

先ほどいわれたように、そこをどう対応するのかというのはこれから考えるということなのでしょうが、10人埋まったから次はないのかといたらそうでもない。潜在的という言葉を考えれば、次から次に出てくるだろうと思います。そうなるのか、ならないのか、というのは分からないですが、あくまで直近のものだと思います。おそらく平米数から何人可能かということを出して、それでご報告されていると思いますので。マイナスとか10人が入れないという状況だと。

(事務局)

今回の計画は、27年度当初に全てが解決というようなものではなく、現実をしっかりと捉え、それに対しての確保方策も、5年間で構えていくというような計画です。したがって27年度にマイナスが出てくる市町村はありますが、その市町村に対しては、31年度までにどのような供給体制に持っていくのか。つまり、先ほど戸田委員がおっしゃった

ように、認可保育所の面積的に定員を増やす。あるいは、小規模保育事業の、0、1、2の受け皿をもっと増やす。または、幼稚園型や地方裁量型の認定こども園で0、1、2の人数を増やす。そういった確保方策もきちんと考えますよというのが今回の計画です。27年度にマイナスは確かに出ますが、31年度までを見ると施設数も増えますし、定員も増えるということで解決ができるのではないかとこの計画になっております。

(委員)

恐らくこれは定員数で考えられたと思います。だから、定員をだいぶ引き上げているところもあるだろうと。それでもこういう結果になっていると。

(事務局)

27年度の定員数でやっていますので、多分そこから定員は増えてきます。

(委員)

だから先ほどいわれたように、これからは小規模で実施する保育をどこが考えるのか。また、分園みたいなもので考えられていくのかということのをこれから先考えてやっていけば、その頃はある程度解消していくということですね。

(吉村会長)

多分、この内容は次の議題に関わってくることのような気がします。

(委員)

また個別で。

(吉村会長)

委員さん、とりあえず、次のときにまた何かありましたらお願いします。

区域の設定についてで、ほかにいかがでしょうか。

(委員)

「認可・認定等への影響」というのは、ここの四角の囲みの中の課題というところですが、課題の丸2つ目に「計画にはない教育・保育施設の認可についても需要調整の考え方で取り扱ってよいか」という問いかけがあります。つまり、確かに需要は満たしているけども、新しい施設の認可、申請の際に、需要が満たしているから却下ではなくて、何か新しい別の尺度で認可することもあり得るということですか。

(幼保支援課)

需要が満たされていれば基本的には認可しないという形になります。

(委員)

この需要調整の考え方で取り扱ってよいかというのは、何か逆に取り扱うと問題があることも考えられるということですか。

(幼保支援課)

確認の意味でこういう記載をしております。

(委員)

その件でいいですか。需給調整をするときに、需要と供給を引いたものの中で、マイナスであってもそれを上回るものは設定しましょうという国の方針がありますよね。

(事務局)

それは認定こども園に関してです。

(委員)

認定こども園だけですか。

(事務局)

はい。

(委員)

では、このところはもう需要がなければ新たな認可認定は需給調整でしないということですか。

(幼保支援課)

そうですね。

(事務局)

次の議題の中に入りますけど、国では認定こども園は需給調整とは別枠でいくつか構えることができるようになっていきます。そこをどの程度認定こども園として見込むことができるかというのは、また皆さんにご意見をおうかがいして、そこでまた別枠で構えましょうというところですよ。

今回の需要調整、計画にはない教育保育施設といいますと、新制度にのらないような、幼稚園や認可外保育施設の場合も県として同様に取り扱いますかというところです。私立

幼稚園とか私立のものが出来てきた場合に、一定そのほかのところの経営も、同じように需給調整の考え方として取り扱いをさせていただいても構わないかといったご確認でございます。

(委員)

新制度にのらない認可外保育施設は、需要として県はカウントされていますか。

(事務局)

認可外保育施設としては、今現在の中では計画としてのカウントはしていません。

(委員)

していないんですか。

(事務局)

はい。

(委員)

じゃ、需要の中に入っていないんですね。

(事務局)

供給のなかですね。

(委員)

すみません、反対です。

(委員)

まずは、やはりこの制度としてのるかのらないかというのが非常に大事なところですね。それにのらないというところはカウントされないというように考えていくのだろうと。

(事務局)

今、供給体制のところでは、カウントの中には入っていますが、今後のところについてはそこを省いた形です。

(委員)

はい、分かりました。

(委員)

ただ、私立幼稚園については供給の中に入っていますよね。

(事務局)

入っています。

(委員)

それと同時にこの制度の中でその大きな枠組み以外に、一時預かり事業のような形で入れていく。極端に言えば私立幼稚園で0歳を預かることも可能であるというような形で解消していく。いわゆる需要調整というのがあるという理解でよろしいでしょうか。

(委員)

一時預かり事業というのは、13事業の中の1つですよ。

(事務局)

そうです。

(委員)

市町村の事業としてそれを行うということですか。

(事務局)

そうです。ですから、需要調整の中には一時預かりまでは入っていません。あくまでも1号、2号、3号の認定をされた方、認定を受けたお子さんがどのような形で入るのかというところになります。

(吉村会長)

関心がだんだん次の議題に移ってきているようです。区域の設定については、ほかにはよろしいでしょうか。

はい、それでは、次に移らせていただきたいと思います。

「(3) 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容」

(幼保支援課)

それでは、資料の3ページと4ページをあわせて説明をさせていただきます。(3)の幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容についてということで、要するに、認定こども園の普及についてということでございます。

①で書いておりますように、認定こども園は国の方針としても積極的に広めていきたいということでございます。県としましては、幼稚園、および保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況などに関わらず子どもを受け入れることができる施設ということでございます。認定こども園はその表に書いておりますけれども、本年度、当初4月1日現在で県内に20園がございまして、施設に対する意向調査を行いましたところ、5年間の計画期間中に、この20という幼保連携型が5～12に、保育所型が7に、幼稚園型が15、地方裁量型が4と合わせて38、現在20のところを意向調査によりまして38施設になるという見込みになっておりまして、認定こども園全体で見ますと、現在の20から約2倍程度の数になるということとなっております。

県としまして、県の考え方に書いておりますけれども、認定こども園の普及を図るということは必要であると考えております。特に、どこにいても就学前の子どもに対する質の高い教育、保育の提供を目指すにあたり、3歳以上の子どもに対し、現状保育所、または幼稚園のいずれかしかない市町村においては、認定こども園への移行を促していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

認定こども園の平成31年度までの目標数を、県の計画で定めなければならないと決められております。意向調査では38となっておりますが、この状態では幼稚園、または保育所のいずれか1つしかない市町村が県内に15残ってしまいます。

こうした市町村への認定こども園への設置。こうした市町村における認定こども園への移行も含めた目標としまして、38に15を加え53程度にしたかどうかということを考えているところでございます。また幼稚園、保育所から認定こども園への移行をすすめるということにおきましては、移行支援としてどういったものが必要と考えられるか、また、幼保連携型認定こども園の職員の場合には、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方が必要となってまいります。それに対する支援についても今後ご意見がございましたらおうかがいしたいと思います。

次に4ページをお願いいたします。②の教育・保育施設および地域型保育事業の相互の連携というものでございます。地域型保育事業というのは19人以下という比較的小規模な人数での保育を行うもので、新制度になりますと、新たに市町村が認可を行う事業となってまいります。この事業は保育所、幼稚園、認定こども園が連携施設となり、卒園児の受け入れ、0、1、2歳の後の卒園した後の受け入れや保育士等の合同研修などの支援を行うことが必要となってまいります。県としまして、この地域型保育事業は、需要の高い0、1歳児の受け入れについて保育所の補完的な役割を担うことから、この事業が有効に活用されるよう市町村に対し必要な協力をいただくようにすることが必要と考えております。

他県におきましては、連携施設の依頼がありまして協力をお断りするといったような事例もあるとうかがっております。高知県では現在そういった話はございませんが、もし施設の方々の委員で協力にあたって何か課題となるようなものが見込まれているようで

たらご意見をお聞きしておきたいと思い、この項目をあげているものでございます。

次に、③の小学校との円滑な接続についてです。現在は、子どもたちの育ちを小学校に伝えるための幼稚園、幼児指導要録や、保育所児童保育要録の作成と引き継ぎ、これに加えて、発達障害等のある幼児については指導や支援を小学校へ確実に引き継ぐための就学児引き継ぎシート、スマイルサポートシートの普及を図っております。また、保・幼・小連携プランの作成では、昨年度、高知市が8つの小学校区において保育所等での小学校入学に向けたアプローチカリキュラム、また、小学校における入学時のスタートカリキュラムの策定などを行いました。今年度は、これらに加えて、香美市においても高知市のモデルプランの参考に地域の実態に応じた保・幼・小連携プランを策定する予定となっております。

こうした取り組みを広め、県内の他の市町村にも周知をしていくことで、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に取り組んでまいりたいと考えているところでして、これらに関連しまして、また、その他必要な視点がありましたらご意見をいただきたいと思っております。

(吉村会長)

ありがとうございます。私が言い抜かりましたけれども、現在の議事というのは(3)のほうになります。ただいま、ご説明をいただきましたことについて、ご意見がございましたらお願いいたします。

(委員)

まず、発達障害児の小学校への引き継ぎのスマイルサポートシートの部分です。保護者が主に保管しています障害保健福祉課の「つながるノート」というものがあり、今、保護者が懸命に作成しております。おそらく、保護者の保持率が上がってくると思います。スマイルサポートシートを作成したうえで、そのコピーを、「つながるノート」にファイリングできる形で、保護者の方へのサポートを園からしていただきたいというのが1つです。それから、障害福祉サービスの中でサービス等利用計画の作成が27年度の4月から義務化され、本格的に動き始めるにあたり、指定障害児の相談支援事業所に相談支援専門員がつきます。児童発達支援事業などを利用するにあたって、サービス等利用計画を作成するようになると思います。既に、高知市以外の市町村では、サービス等利用計画が動いている方に関しては、小学校への移行時に保育園や幼稚園の先生、保護者、小学校の先生、そして、児童発達支援事業所などの療育に関わっている事業所も含めてサービス担当者会議というのを開いて、引き継ぎをしています。そちらの制度と重複する部分があるので、少し整理をしてこの中に載せていただければと思います。

(吉村会長)

ありがとうございます。ただいまのご意見、またそれを含めてご検討をお願いしたいと思います。

(委員)

すみません。認定こども園の意向調査で、保育所型認定こども園への移行希望について平成28年度があがっているのは、実際にそう考えているところがあるということですか。

(幼保支援課)

現時点では移行を考えているということです。

(委員)

それは市町村では、どこが多いのですか。

(幼保支援課)

高知市です。

(委員)

はい、分かりました。それと、「県の考え方」で、認定こども園の中に「3歳以上の児童に対して質の高い保育教育の提供が必要である」と書かれていますが、質の高い保育というのは具体的にはどういったことですか。どのようなところで認定こども園の設置を促しているのですか。

(事務局)

幼稚園教育要領、保育指針に基づいた保育教育の展開ということで保育内容を押さえていただければと思います。

(委員)

ということは、3歳以上は教育ということですね。

(事務局)

教育と保育の両方です。

(委員)

こちら側には児童福祉法がある。そういう中で考えたときに、3歳以上には高い保育や教育の提供というように読めます。

(事務局)

学校教育を意識したときに、3歳以上から学校教育としての位置付けになっております。そこでの保育教育要領に基づく5領域を中心とした展開の部分を見せていただければと。

(委員)

5領域というのは保育所もそうですよね。

(事務局)

ですから、教育要領にも保育指針にもあります。

(委員)

なぜ保育所はいけなくなったのかということ。考え方としてそういうところが要領の高い保育であり、教育であると考えることが私には少し納得がいかない。確かに法的にはそうになっている。

(幼保支援課)

意味分かりました。

(委員)

そのところは分かりません。委員はどういう考えをお持ちですか。

(委員)

私も、3歳以上。ここに少し引っ掛かりました。

(事務局)

すみません。書き方が非常に不適切だったかと思います。ただ、保育所については3歳以上の1号認定は今度の新制度では入所することができなくなります。特例扱いという形になりまして、原則、保育所を使うことができなくなります。今現在保育所しかない市町村が、非常に多く、そこについては、1号認定の3歳以上のお子さんの行き場がなくなるというのが現実になります。そのところも質の高い教育と保育、両方提供するというのが求められます。そういったところで対応ができるのであれば、認定こども園のほうなのかなという形で書かせていただきました。保育所は決してやっていないということではなく、1号認定の受け入れがなくなるというところで、どのような対応を市町村が考えていただけるのかというところで書かせていただきました。

(委員)

例えば、1号認定でお願いしたいという申請があったときに、それがなかったときにはそのところをそういう形で使えるものと考えていくという理解でいいということですか。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

その1号認定は、その施設で大体どのくらいの人数ですか。1人でも大丈夫ですか。

(事務局)

1号認定の希望の方が1人でもおいでたら、それに対しての確保方策というところを市町村は考えなければいけません。ただ1号認定1人の方に対して幼稚園を設置ということはなかなか難しいです。

(委員)

はい。分かります。

(事務局)

ですから、それが対応できるのが認定こども園になります。各市町村は、どういった支給認定であっても対応ができるような施設の確保というのが必要ではないかと考えております。

(委員)

この文章をもう少しうまく書いていただけませんか。

(事務局)

すみません。申し訳ございませんでした。

(幼保支援課)

すみません。はい。

(委員)

そう思います。

(事務局)

はい。承知いたしました。申し訳ございません。

(吉村会長)

はい。別に他意はないということで。また、誤解を招かないように。

(事務局)

はい。配慮が足りなくて失礼しました。

(吉村会長)

ほかにはいかがでしょうか。先ほど小学校への接続のところ、発達障害児のことについては委員のほうからお話がありました。それ以外に、これから小学校への円滑な接続というの重要な課題にはなってくると思います。

(委員)

そういうところで、具体的にこうするという部分も必要だろうと思います。やはり日頃から学校との連携をどう取るのかということをもっと考えていく必要性もあるかなど。そのなかで、障害のある子どもたちがその学校に行くときにどうするのか。それと同時に、障害という形で捉えられないけれども、そういうお子さんもおられる。そういうお子さんが小学校へ行くというわけですので、それについて小学校との連携をどう考えていくのかとかいうことも1つ入れておいていただきたい。なにかの文章表現でできれば、非常にいいなと思います。子どものことですから、そういうこともそうなのでしょう。後で最低基準のところが出てきますが、地震とかのときには、学校と連携を取っていく。建物として避難場所になるところに逃げていく、とかいうことも出てくるとなれば、余計に小学校との連携を取っていくというのは必要になっていくと思います。そういうことも文章表現として、できるのなら入れていただきたい。それだけではないですよ。DVもあります。DVも絡んでくる。それからアレルギーも絡んでくる。

(吉村会長)

その他、必要な視点ということで、戸田委員から情報提供がございました。

(委員)

連携のことで、ほとんどは今度の制度で担当される場所、福祉部局、市町村が中心になられていると思います。教育委員会とのつながりという辺り。例えば県の場合は幼保支援課という形で教育委員会が担当して、その辺はある種スムーズに行くとは思いますが、ただ、地教委との関係が気になります。その縦割りにならないような体制づくりが必要です。やはり今の制度からスタートすれば、いわゆる市町村が悪いわけではない。そういう体制にある部分が今後、連携という形で今までにない形を取っていくときにあまり市町村、

役場は得意ではない。課が違うということが非常に大きな障壁になりはしないかと思います。ぜひともその辺に対して県の実績のあるところを伝えていかないと、保育所や、認定こども園から上がって行って幼稚園からということではなく、小学校入学前の子どもたちが、小学校へ行ってのスムーズな展開が始まるような、特に小1プロブレムなんていうこと自体が起きないように。これもどんな制度であろうとそこのつながりというのは、縦割りになってそこが崩れないところをぜひとも希望します。

もう1点、県のほうにもお願いをしたいのは、子ども・子育て支援新制度で、施設事業者向けのハンドブックの中に免許制度のことが出ています。いわゆる連携型の分で、保育教諭というところの中に、何を持って来たのか、教諭免許状を専修・1種免許という記載がございます。26ページのクエスチョン4の「新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いは何ですか」というところの中です。実は、保育教諭のところ、管理職も1種免許と専修免許というのはありますけれども、保育教諭になるところにも教員免許として1種と専修以上という記載があるんですよ。本当にこれをするならこの制度の前に成り立たない。2種免許を今、有する幼稚園教諭が全国にどれだけいるのか。高知県においても、70%、80%がそうだと思います。それが1種じゃないということがあるのが、これやる意志がないのだったらこの文言は削除していただくことをぜひとも国にお願いをしたいと思えます。恐らく国はそんなつもりはないと思いますが、これが一人歩きしてしまうと、いわゆる大学院を出て取る免許と4年生を出ないと取れないような免許だけでこの新制度並びに教育にあたるということは、不可能に近いことではないかと思えますのでぜひともお願いしたい。細かいところですけど、よろしくお願ひします。

(幼保支援課)

私どももそういう2種を認めないという認識はありません。国からもそういう説明を全く受けていないので、記載内容は確認させていただきます。

(委員)

ぜひとも不必要な部分は外していただきたいと思えます。

(吉村会長)

はい、ご助言ありがとうございます。先ほどの免許制度については、私のほうにも直接関わることです。これは短大側として外していただくつもりでおります。おそらく、国も少し書いてはいるけど実現はしないだろうというような、反応ではありました。

(委員)

いや、それは分かりますが、そのこと自体が記載されていることでいつか息を吹き返すかもしれません。そんな危ないものを載せておく必要がないだろうと思えます。また、そ

れに伴って、今後、こういう制度に本格的に向かう、あるいは、人材が減少し確保が難しいなかで、こういった文言が広まっていくというのはあまり得策ではないと思いますので、ぜひとも外せるものは外していただきたいです。

(吉村会長)

おっしゃるとおりだと思います。

(委員)

余計なことですが、これはやはり地方にとっても大きなことですので、ぜひともお願いしたいです。

(委員)

資格のことで、現在私の園にも幼稚園教諭の免許しか持っていない者がおります。今の流れから保育士資格を取るように努力していますが、以前と比べて取得しやすいような方策を色々していただいているように感じるものの、取得にあたっては、どうしても年休を取らざるをえない状況です。私どもの幼稚園はまだ、夏休みの預かり保育をしていませんので、比較的年休を取りやすい状況ですが、預かり保育をしているところでは、年休を取りたい気持ちはあっても取得しにくい現状もあるのではないかと思います。何かもっと取得しやすいような取組があればと感じています。それと、やはり仕事をしながらの勉強ですから、何年かかるといふ者もおります。そういうところももう少し何とかできないものかと感じています。

小学校への接続のところは、先ほど委員さんが、説明していただきまして、本当に私も同じように思っています。保護者の方に周知というところでは、つながるノートの存在一つを取っても知らない保護者もおおいでますし、まだ市町村の関係機関の中でも存在を知らない方もいます。先ほど戸田委員さんもおっしゃっていたように、重複しているような、これとあれとは同じものなのではないかというようなことがあります。私どもも昨年度から担当者会議をし、そこでサービス等利用計画というものをつくっています。その計画が、個別の幼児の支援計画になると捉えています、「いや、個別の支援計画とはまた違う」と言われたり、聞くところによっていろいろ違ったりして、現場としては混乱しています。同じようなことを重複してやらないといけないこともありますので、そのところすっきりしてほしいです。きっと受ける側の小学校も戸惑いがあると思います。

連携推進プランのところでも、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムについても各市町村でそれぞれ取り組みが進んでいるところだと思います。しかし、まだ現場の小学校、幼稚園、保育所の先生方の中でも、それに対してのご理解にかなり温度差があるように感じています。そのところの周知徹底や、必要な研修も行ってほしいと思っています。よろしく願いいたします。

(吉村会長)

ありがとうございます。今のご意見に、何か補足することはありませんか。

(幼保支援課)

いただいたご意見を基に考えます。

(吉村会長)

ほかによろしいでしょうか。

(委員)

3 ページ目の認定こども園の普及に関する基本的な考え方ですが、「県の考え方」という四角い囲みの丸の2つ目の2行目に、「保育所、または幼稚園のいずれか1つしかない市町村に対しては、保護者のニーズに対応するためにも認定こども園の設置を促す」とあります。ただ実際に、調査をしてみたら17市町村のうち15市町村の施設については今のところ移行がないということですよ。下のほうにもありますように移行支援は必要かということで、この移行を促進していくような記載があります。しかし単にそのままであったら移行しないのではないかと思います、それについて県として何かお考えの点があったら教えていただきたいです。

(事務局)

先ほども申しましたように、今回のこれを計画するにあたって、認定こども園への移行というのは特別枠でいくつ設定するかという目標数が県として必要になっています。そのなかで丸4つ目に書いていますけれども、15の市町村は移行の目標の設定数に含め、今後、その市町村と話していきたいと考えております。ここの15市町村というのは、非常に希望数が少なく、1人、2人というニーズしか上がってきておりません。今ある保育所に1号の子どもさんを受け入れるような形という、もう認定こども園しかないものから、県としましては、当然、目標として市町村に促していきたいと考えています。

今回、このように目標を設定していただければ、その計画に基づいて実行していくというところで、お墨付きをいただくような形になります。そうすると、私どもとしては市町村に促しやすいというところもありますので、目標数として認めていただければ思っております。

(委員)

移行支援というのは、その後にもた考えているということですか。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

いろいろなニーズを聞いて、こういうところを支援すれば移行しやすいということですか。

(事務局)

そうですね。まず、移行ができない課題を市町村にお聞きします。例えば、先生が全員免許を持っていないということであれば、先ほど言いました先生の免許に対して支援をする。あるいは施設が足りないのであれば、どういうふうな形で施設整備をすればいいのかというような助言をする。そういった形で、一つ一つ市町村に促していきたいと思っています。

(委員)

分かりました。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。今のご質問は待機児童対策にも関わってくるようなご質問だったと思います。

よろしいでしょうか。これは次回までにまとめていただくということで。

(事務局)

はい。

(吉村会長)

今、委員の先生からご意見をいただきましたので、また、次回までにまとめていただければと思います。

それでは、次の議題のほうに移らせていただきます。(4)です。保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上について、こちらも事務局の幼保支援課原課長さんをお願いします。

「(4) 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と質の向上」

(幼保支援課)

説明させていただきます。資料の3-2の3ページをお願いいたします。保育士の人

材確保ということで、この3ページの資料をまず説明させていただきたいと思います。

まず一番上は1番で、高知県での保育士の登録状況です。2行目に括弧書きでございますように、保育士の登録者数は毎年300人を超えているという状況でございます。次に、3に飛びますけれども保育所における保育士数の推移です。常勤とパートに分かれております。常勤とパートの合計数がなくて申し訳ございませんが、平成20年度は常勤2,716人、これは正規職員と臨時職員が合わせたものですが、これにパートの方の557人を加えますと、3,273人となります。これが平成26年には、常勤とパートを合計しますと3,729人となります。先ほどの3,273人と比較をしますと、保育士が456人増加をしているということになります。

一方、同じ時期の保育所の入所児童数ですが、上の2番に戻りますが、少子化によりまして、20年度と26年度の保育所の欄を比べますと587人減っております。入所児童が減少する一方で、先ほど申しましたように逆に保育士の数というのは増加をしております。その理由が大きく2つございます。

4になりますけれども、1つは低年齢児の入所児童の増加です。表には載せておりませんが、2歳児から5歳児は減少しております。しかしながら、職員配置をより多く必要とする0歳児、また1歳児というのが増加しております。この0歳児、1歳児という年齢は、年度途中での入所も非常に多くなっておりまして、昨年度の例で申しますと、約1,000人が年度途中で入所をしておりますが、0歳児と1歳児というのが約8割を占めているような状況です。

理由の2つ目が、(2)に書いておりますが障害児の増加に伴う加配保育士の増加です。

0歳児、1歳児の入所増ということと加配保育士の増ということで、児童は減っているけれども、保育士の数は増えているという形になっております。この保育士の雇用形態別の状況をみてみますと、3に戻りますけれども平成20年度と比べまして、正職員の方の数というのは右端の備考欄にあります57名の減となっております。一方、臨時職員の方は345名の増、パート職員の方は168名の増となっております。臨時職員、パート職員の割合が高くなってきているという状況になっております。

元の資料に戻りますが、資料3-1の5ページでございます。保育士が必要となる理由につきまして、市町村からの聞き取りの状況によりましても、年度途中の児童数の増への対応、それから加配職員の配置、早出、遅出への対応、また、ここにはございませんが、保育士の退職とか産休、育休といったことなどがあげられております。しかしながら、雇用にあたりましては、四角の黒の2つ目に書いておりますが、正職員として保育士を募集した場合には集まるけれども、臨時、パートでの募集では応募がない。また、臨時やパートを希望している方であっても雇用条件が合わないといった理由などで人材の確保に苦労されております。参考までに申しますと、昨年度、県内の13市町村で正職員として保育士が50名程度採用されております。50名に対する応募者が300名ほどあったということで、倍率は6倍ほどになっております。採用に至らなかった方々には、正規雇用を探

し保育士とは違う職へ進まれた方もいらっしゃるのではないかと考えております。

②の人材確保の方策に移りますが、こうした状況から、県では社会福祉協議会の福祉人材センターに、保育士再就職支援コーディネーターを配置しております。平成26年の3月から休職者と求人者のマッチングを図る事業に取り組んでいるところでございます。事業の実施にあたりましては、口頭での説明となりますが、高知県で保育士登録を行っているものの保育士として勤務されていないと思われる方、約5,500名にアンケート調査を行いまして、保育士としての勤務を希望される方への福祉人材センターへの登録もあわせてご案内をさせていただきました。現在、100名程度のご登録をいただいております。保育所や幼稚園などの求人者とのマッチングを図っているところです。

また最近では、全国の保育士養成学校に対しまして、高知県における保育士の求人情報を提供するための案内を送付し、情報提供の希望のあった全国27校の保育士養成学校に毎月高知県の求人情報を提供し、あわせて福祉人材センターへの登録の呼び掛けも行っているところです。再就職支援コーディネーターが3月に活動を始めまして、8月までに就労に至った件数は10件です。始まったばかりの事業ですので、引き続きマッチングに取り組む、また、ミスマッチとなった場合の要因を分析し、求人者にもフィードバックを行うなど人材の確保につながる取り組みを継続していきたいと考えております。丸の2つ目に書いておりますが、市町村などからは、人材確保の財政支援や紹介ではなく、人を派遣してほしい旨の要望もあつてのことです。

次に、県内の保育士養成施設の状況について説明をさせていただきます。5ページの下になりますけれども、状況は記載のとおり状況でございますが、来年度からは高知大学教育学部に幼児教育コースが新設されることとなっております。全体で見ますと、毎年200名を超える保育士を養成できる体制がございます。ある保険会社のアンケート調査では、幼児や小学校を対象にしたアンケートで、「大人になったらなりたいものベスト10」で保育所や幼稚園の先生というのが第2位になっております。保育所や幼稚園で子どもの成長に関わる仕事が大変であるという一方、大きなやりがいや喜びもあり、魅力ある仕事であるといったPRをすることや、県外の養成校に行った方が、高知県へ戻ってこれるような仕組みづくりなどが必要ではないかと考えています。また、いったん就職をした後、長く働くことができる職場を構築していくということも重要となってくると考えております。

次に6ページの③ですが、人材の育成、質の向上を図るための方策でございます。本県では就学前における質の高い教育、保育の提供と小学校への円滑な接続を目指し、平成15年に、全国に先駆けまして幼稚園と保育所の所管を幼保支援課にまとめるということで幼保支援課を設置し、幼保研修の一元化も図ってまいったところです。3-2の資料の4ページをお願いいたします。

研修ですけれども、幼保支援課ではこの表でいいますと、上2つにございます園内研修支援とブロック別研修支援を中心に、幼保支援課の指導主事、あるいは幼保支援アドバイザーが各園や各ブロックに出向かせていただき、現場の具体的な事例に基づいて子どもへ

の望ましい援助や環境構成の在り方などについて研修を行わせていただいております。

昨年度の平成25年度では、この表の右の方になりますが、この2つの研修を合わせますと200回以上の実施をしております。また、25年度の下の方にまいります。指導計画の作成セミナーや毎年テーマを設定して協議を行います。幼児教育研究協議会を実施しております。

5ページに移りますけれども、一番上では、発達障害等を有する幼児への指導・支援が計画的・継続的なものとなるよう幼児の就学にあたり、保育所等での指導・支援を円滑に引き継ぐための就学児引き継ぎシートの研修会を実施しております。また、児童相談所の協力を得まして、児童虐待に関する研修会の開催なども実施しております。これは、幼保支援課の研修です。これとは別に、資料はございませんが、高知県教育センターでは、基本研修としまして新規採用者を対象とした基礎ステージ研修、それから10年者を対象としたミドルステージ研修、そして、管理職を対象とした研修を行っております。また、基本研修とは別に専門研修としまして、保育技術専門講座を開催するとともに、なかなか研修に出向いてこれられない方たちのために、教育センターが各園の近隣に出向いて実施する出張保育セミナーも開催しているところです。幼保支援課と教育センターが一体となって、連携しながら研修を実施しているところです。

元の資料6ページの中段に戻りますが、今後もこうした研修を基本に、人材の育成と資質の向上を図っていく中で、研修参加保育士の代替保育士の確保やそのための財政支援、また、県内の大学などと連携した、より専門性の高い研修の実施の検討も必要ではないかと考えております。また、研修への参加について、研修へ参加しやすい環境整備についてのご意見などもございましたらいただけたらと思っております。

最後に、④の地域型保育事業の職員ほか保育従事者の支援です。来年度から新たに創設される地域型保育事業で保育に従事される方への研修につきましては、本年度は、県内の大学と連携して実施しているところでございます。県としましては、市町村がそれぞれ単独でこの研修を実施するということが困難でありますので、新制度が施行された後も引き続き県で、大学の専門的な講師による研修を実施していくとともに、地域型保育事業に従事する以外の保育士等の参加も図っていくことなどで保育の質の向上を図っていきたいと考えております。

長くなりましたが保育士等の人材確保、資質の向上について説明をさせていただきました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(吉村会長)

どうもありがとうございます。議題の(4)について今、ご説明をいただきました。こちらについてご意見をいただきたいと思います。特に人材確保は、先ほどから出ている待機児童の問題などにも大きく関わる重要な課題となります。ご意見がございましたら願います。

(委員)

人材確保という名目で今説明がありました、資料3-2の3ページの3番、上段から3つ目のグラフですが、正規職員は、ほとんど横ばいで推移しています。しかし、平成20年から26年まで臨時職員のほうが若干増えています。保育士の確保ということをやろうのであれば、正規職員を増やす考えはないのでしょうか。

(幼保支援課)

正規職員を増やすのが理想だと思います。

(委員)

理想を成し遂げようと、知事が説明したとおり誰もが、子どもを生んで育てる給料をもらうような場をつくってあげないといけないわけで、この会をしていると思うのですが。理想を現実にしましょうということはないのですか。

(事務局)

高知県の場合、保育所は、(正規職員は、)非常に公立が多ございます。市町村の職員の募集という形になり、なかなか保育士の募集が伸びないというところが1つあります。

(委員)

要はお金がないということですね。

(事務局)

いえ、市町村では、職員定数などの課題があり、その中で一番影響を受けているのが保育士などの現場であります。子どもの数も減少していることもあり、そういったところで保育士が増えないと。あくまでも退職者の補充でしかない現状です。

(委員)

増やすことができないのでしょうか。

(事務局)

増やすことができないというところはあります。

(委員)

増やす可能性はないのでしょうか。

(委員)

民間よりも、公立保育所のほうが臨時職員の割合が高いと思います。全国的にも少し高いと思います。民間が全て正規の職員というわけではないですが、あくまでも運営費の中で子どもの人数によって計算をします。なかなかそのところを全部正規職員にしてしまうと、次年度の子どもの数がどうなるか分からないというところが出てきます。民間としても、全ての職員をとということにはなかなかかなりづらいただろうとは思いますが、本来的にはそういうことがないように、どこかがきちんと裏打ちしてくれればそういう形にならないのだらうと思いますけれども。人件費、人を一人増やすのは全国的に考えたら膨大な要因があるのでなかなかそこはできない。だから、できるだけ正規職員を減らしていただいてそういう形の中で対応していこうということを考えざるを得ないのかなということ。いわれているのは正論だと思います。そのところを正規にすればいいのでしょうか。

(委員)

正論であればそれを頑張って何とか伸ばさないといけないってということなんですよ。

(委員)

民間の場合、人件費が詰まってしまって、運営上柔軟な対応ができないという現実が、出てこないとも限りません。だから、その分だけ若干隙間を持って行っているのが現状だと思います。

(吉村会長)

要は大学を出て保育士になっても臨時職員の身分しかないということですよ。

(委員)

保育士確保で、処遇改善と地位向上ということは、どんな議論でもずっといわれています。ですから、今、おっしゃられたみたいに、やはり将来的な見通しを立てても、有資格者や、養成校を卒業した人材が皆、保育士を目指してはいかない。次に、県外流出というものもあります。やはり高知県以外で待遇が良ければ、やはりそちらに行ってしまう。確保のうえでは処遇の大切さが、揺るぎなくあります。だから正規職員にすれば、私どもの園でも応募はたくさん来ます。しかし、パート職員だとやはりなかなか来てくれないのが現状です。そこは市町村と擦り合わせて、その理想論の確保ということでなく、27年度の新年度に向けた保育士と幼稚園教諭の地位向上、処遇改善というところをしっかりと対策を取っていかないと、確保には至らないと思います。

(委員)

この会議が始まってそれぞれの保育士の地位向上とかを訴えています、それが現実問

題として表れてないですよ。なぜかといえば、やはりいろんな諸問題があるとは思いますが。だけど、増やしていく考えを基に何か施策を打たないと、人材確保といっても、そこに向かっていく人々が出ないという状況では、文章に書くだけでは意味がないと私は思います。

(委員)

先ほどの臨時職員さんの問題もありますが、障害児加配の保育士さんに臨時職員の方が非常に多いという問題もあります。せっかくその子について学ばれても、次の年には担当の保育士さんが変わっているという方が非常に多いです。今度、その加配が加算で対応されるようになると、その流れが加速するのではないかっていう懸念も少し持っています。やはり加配を辞められた保育士さんにお会いしたときに、「卒園するまでは続けてやりたかったんですけど」っておっしゃられる方もおいでます。しかし、園のご都合とかもあって、そこで切られる方が非常に多いようです。そうかと思ったら、次のところでは加配保育士がつくまで保育園に入れないので待ってくださいという状況も起こっていると聞きます。臨時であってもせめて卒園するまではそのお子さんの対応についてくださるであるとか、臨時で仕方ないというのであれば、加配保育士の経験者を登録制にして、別の足りないところへ回せるような人材バンクの仕組みをつくるといったことも少し考えていただきたいと思います。

(委員)

障害の加配というのは、民間の場合は、その子どもさんに対しての加配ということです。例えば2年だったら2年間。4歳児だったら2年間になります。一応、それで補助はなくなっていくわけです。あとどうするかは、その経営自体がどのように考えるかだと思います。だから、外れたとしても、また入ってくる可能性があるんで、その人を置き続けるかというのは法人の考え方にもよると思います。私のところは全部出します。2歳児が来たら就学前まで対応してもらおう。その保育士について、次年度も私のところに勤務して欲しいと。そういう法人としてのやり方もあると思います。一概にそういう形にはなっていないのだろうとは思いますが。障害児もそうです。新しい制度の中に障害児というのがどう位置付けられているのか。それに対しても保育士はどう位置付けられたのか。看護師はどう位置付けられたのか。いろんなものがその中に入って、1つのベースとして入ってきてないという現実が、やっぱり障害はあると思う。

看護師なんてというのは、最初のほう話されていましたが、ありませんよね。現状のなかで保育の対応として考えたときに、保育士はいないのですが、対応できるかどうかという対応できない部分ってたくさんあると思います。それはそれで必要な部分として、例えば公定価格の基礎の判定の中に全部入れてもらうようなことをしていかないと、先ほどいっていることはなかなかできないと思います。保育士の処遇改善比3%ですね。3%持

っていたら5%まで本来的にはいかないといけないのが、5%ではない。だけど3%で動いたらできるか、処遇が上がるかというところと上がらない。そういうことも考えて国でも考えていただかないと、保育士という仕事に対して魅力がどんどんなくなるということになれば大変だと思います。

先ほどいいましたように、県の人材のところ、保育士の専門的な資格を持っている方を掘り起こして下さっている。それから県外の大学で行っているところにもそういうものを今後送っていかうという形でやって下さっております。若干、それが経緯していけばそういうことになるんだろうと。ただ、それが正規の職員として雇用される場合とそうでない場合というのが出てくると思います。ハローワークにおいては、臨時職員というよりも、継続ができるか、できないかというのが一番のネックです。自分たちもやはり継続していく方向性で考えないといけないと思います。だけど、これが10年も20年も継続できるかどうかとなるとそれは、というような現実が横たわっていると思います。そこに質の高さも求められることになりますので、矛盾絡みのなかで進んでいるということは事実だろうと思います。ただ、もしやっていただくなら、この条例化の中で最低基準といわれますか、今の基準を上回ったものを出していただけたらありがたいと思います。

(委員)

そういう加配の臨時職員のことがあるかもしれませんが、できるだけ正規職員をということで、正規の職員をあてるように努力しております。そうなったときに、複数のところだったら臨時職員ももちろん担任をするということになる。そういうところで、臨時職員も正規の職員と変わらず、同じような保育内容、ローテーション、記録、全てものを正規職員と同じように一生懸命やっています。なので、正規職員と変わらないような処遇をしたいと思います。そのときに、この保育士の雇用の困難な理由のところ、処遇改善というのがここにあがってくる。あがってこないのはどうしてかと逆に思いました。臨時職員たちが自分たちの処遇に対して何かミスマッチングの要因を探ってとありましたけど、そこに処遇というのものもあるのではないかと思います。道路状況が良くなったので、高知市から香南市や香美市、安芸方面にも車で通えるようになっていきます。そうすると、各市での日額を比較して高い方に行くようで、日額単価の低い市は、人材が集まらないように思います。でも、先ほど戸田委員がおっしゃったように最低基準のところであっても臨時職員も正規職員も本当に一生懸命変わらずやっています。「夜のスーパーで髪を振り乱している人はほとんど保育士だ」ということをどこかの研修で聞いたことがあります。疲れ切らないように、質の高い保育ができる研修に参加させたくてもその間の代替職員の確保さえも難しいので、研修にも参加できないという状況、本当に悪循環が生じています。この最低基準の職員配置と、それから処遇という雇用の部分でも、もう少し上がるようなことになれば、状況も変わってくるかと思えます。

それから、今現在、登録が10件という成果しかないということですが。全国に案内を

するようにしたら、今までにない取り組みなので、すごく期待ができると思います。でも、そこだけに頼っているわけにもいかないのです、現実的なところで、処遇改善は必要と思います。もし県の方でできるのであれば、配置基準のところはもう少し。あとその先生がおっしゃったように、県内の統一的な雇用の条件というところがあればそこが改善されてくると思いました。

(委員)

この研修実績について、教えていただきたいことがあります。研修は臨時職員も受けるのですか。全く仕事は同じですよ。

(事務局)

受けるようになっています。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

永続性というのは継続性の問題だろうと思います。高知大学で4年制の養成課程が出来るということになれば、待遇改善はますます重要になります。それと同時に、継続性も必要です。やりたい人が臨時のままでもいいなんていうはずがない。それを少子化のなかでどうしていくかというのが大きな問題だと思います。それと同時に、少子化対策といいながら、子どもが来てから保育士を雇わなければいけない保育所の現実も問題です。利用定員と認可定員があるなかで、今年度利用定員が例えば、0歳児を12名受けるとしても、それが1年間担保できるだけの財政措置があるかどうかというとなので1人しか雇えない。要は3人来て1人雇うという形になるから受け入れができない。少子化対策といいながら、やはり財政的な裏付けがないからやっていけないという矛盾もある。また、1年間育休取りましようといいながら、2カ月から保育所に通わなければいけない人たちがたくさんいるという状況もあります。そういう矛盾があるなかで、特に少子化のなかで、どう経営していくか、継続性をどう担保するかは非常に難しいと思います。だったら一時的に塀を高くするしか手だてがないでしょう。やはり安全面から、そうでなければやっていけないというところもあるので非常に難しいと思います。継続性に代わるやりがいにつながる部分を何で出していくかということをやらないと、理想論で今までの制度を踏襲していくだけでは一向に特殊出生率は上がってこないだろうと思います。かといって名案はありません。ただ、そういう細かい制度を変えながら、待遇改善、これは保育士だけの問題ではなく、小学校入学前の幼稚園でも同じです。これだけ乳幼児期の教育が大切であるといながら、実際にそこに財政的な支援というのが至っていないのが現実です。その辺をす

るのであれば、高知県が思い切りするしかないでしょうね。それをお願いします。

(委員)

昔は少子化対策という形でできていると思います。ただ、これは、少子化対策よりも待機児童を解消するための対策として出てきています。

(委員)

労働対策でもあります。

(委員)

はい。そうふうに出てきています。少子化というと今度は人権問題になりうるんですね。そういうなかで子どもの最善の利益という言葉を出してきます。そうしたら、最善の利益が図られるかという必ずしもそうではない。だから、矛盾をしているところがあると思います。まずは待機児童を解消していくために、保育所や幼稚園を建てるとかいうことではなく、そここのところに対応してもらえればそういうものが共有されていこうという形での発想になっています。それが幼稚園と保育所と一緒にした形の制度として出てきたんですよね。本来的には、子どもを中心として子どもをこう見たときにこれぐらいの人が必要かとかそういう論議はあまりされてないと思います。だけど今回のもを見て公定価格というのは出てきます。保育料も出てきます。その中で加算としていろんなものが入ってきますが、あくまでも加算です。だから、本来的にはやはり子どもの最善の利益を図って子どもたちに質の高い教育、保育をするのであれば、これだけの人数が必要で、それだけのものを入れますよというのが、本来の在り方だと思います。そうならないところで論議していくので、何ていうか矛盾ばかり見えてきて仕方ないというところがございます。これを何とかしないといけないという県の方も大変だと思います。

もっといったら、本来的には日本の子どもをどう育てていくかというのがきちんとないといけないと思います。これは児童福祉法であったり、学校教育であったりでしょうけど。そういうところではなくて日本として子どもをどう育てるか。もっと大きなものがきちんとないからこういうことになってしまったのだろーと思います。制度としてみていったら、どうしてもいろんな矛盾点があります。その矛盾点を今後どういうふうに解消していくかということのをわれわれとしては考えていかないといけないと思います。県の中ではそういう矛盾点をできるだけないように策定をしていくということが求められていると思います。

一応基準というのが出てきています。これは従うべき基準と参酌の基準という形で。これはほとんど変わっていないという前回の条例と。これを条例化するということであろうと。これに基づいて市町村が、市町村も現在議会中ですが、条例化を図っているのだろーなと思います。

本来的には、これは条例でございます。われわれがここのところをこうしてくれと本来

的にはいえる部分だろうと思います。ただし、そうなってくると、県にお金があるかないかということが絡んでくると思いますので、少子化対策としていろんなものを持ちながらこういうものを作っていくしかないのかなと考えています。話がそれてしまいました。

(吉村会長)

正規職員と、臨時職員ということが出てきまして、これはいろんな事情があって現状になっているということは誰もが分かっているかと思います。園だけにというわけにもいかない。これは園の体力の問題だけでなく、市町村のさまざまな問題もあります。ただ、こうした声があるということはぜひあげていただければと思います。それから、潜在保育士数というのが今日の資料にもありましたが、毎年200～300人ずつ増えているというのも大きな問題だと思います。裏付けると離職になるんですよね。なぜ離職しているか、処遇の問題これもあると思います。それ以外に、処遇改善の前にできること、これは園の現場だけではなくて多分私たち養成校の学生指導の意識付けといったこともここに大きく絡んでくると思います。

行政だけ、園だけということではこの問題は絶対解決しないと思います。この問題は、高知県、日本の将来に関わる大きな問題です。今日、それぞれの立場でお集まりいただいておりますので、それぞれの立場で何ができるのか、何を解決できるだろうかと、ぜひ委員の皆さま方に考えていっていただいて、またいいご助言がいただけるようでしたらぜひお願いしたいと思います。(4)についてはよろしいでしょうか。

(委員)

時間がないようですが、申し訳ありません。6ページの③の保育士等の人材育成、質の向上を図るための方策で、質の高い保育、教育では処遇体制も大切ですが、あと1つはやはり研修の確保になるかと思います。今度は県の考え方の丸の2つ目に、保育士、幼稚園教諭のキャリアアップ研修の必要性の検討とあります。例えば、公立の幼稚園教諭は、現在新採と10年目の者が悉皆研修となっていますが、ここにあるのは国公立幼稚園だけでなく全てを悉皆研修にするという意味ですか。

(幼保支援課)

悉皆研修にしたいと思います。

(委員)

ぜひお願いしたいと思います。

(事務局)

継続性を持った雇用ができるかどうかというところがまだですが。

(委員)

それぞれの現場の事情があると思いますが、ただ「研修をやるよ」ということではなく、実際できるようなことに考えていってほしいと思います。どこの職場にいても、保育士になろうと幼稚園教諭になろうと、どこの市町村に行こうと研修をきちんと受けられるような体制づくりをぜひやっていただきたいと思います。

(委員)

この前、人材確保の1つとして、潜在的な形のなかでどのようなものがあるかとみたときに、パートタイムの雇用を現場としてできるかどうかということも考えてみてはと思いました。通常であったら臨時職員であろうと、8時間のフルタイムでお願いをしたいところですが、人がいない。午前中、午後4時間だったらできます。パートタイムで週何回か仕事がしたい。そういう方がおられたときにわれわれが受け側としてどうしていくかというのを考えていけないといけないと思います。

(吉村会長)

どうもいろいろご意見ありがとうございました。それでは、これまでに出了意見を次回までにまとめていただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の議題の方に移らせていただきます。(5)になります。教育保育情報の公表についてよろしく申し上げます。

「(5) 教育保育情報の公表」

(幼保支援課)

教育保育情報の公表ということについてご意見をいただきたいと思います。この情報の公表は、教育保育施設を利用し、または、利用を希望している保護者が適切かつ円滑に施設を利用する機会を確保しようとするためのもので、県の計画においてはこの教育保育情報の公表に関する事項を定めなければならないこととなっております。

施設の設置主体ですとか受け入れの年齢、必要経費、職員数、職員の勤務年数、教育保育方針などいくつかの例をあげておりますが、特に保護者の立場から見てぜひ公表してもらいたい情報についての意見をいただきたいとともに、また、施設の側から公表してほしい情報などがありましたらぜひご意見をいただきたいと思います。

また、あわせて、公表手段についてホームページのほか、何かその他の方法についてご意見がございましたらおうかがいしたいと思います。以上です。

(吉村会長)

ありがとうございます。この情報の公表について、これは利用するとなると、保護者の立場の方が中心になるかと思いますが、いかがでしょうか。もしご意見ございましたらお願いします。

(委員)

私は、情報は出す側でございますので、申し訳ないです。新しい制度としては情報公開それだけのたてりになっていきますので、しないというわけにはいかない。とにかく、27年度以降は各保育園から、インターネット上で情報公開することと思います。それについて意見などあればまたよいことだろうと思います。

(吉村会長)

後から園の方でさらに加えることがあればと思ったのですが。

(委員)

特にございません。

(吉村会長)

いかがでしょうか。何かご意見はあります。

(委員)

この職員に関する事で、職員数と職員の勤務年数等は必要なのでしょうか。臨時職員の場合、1年で辞めて、また1年ブランクを空けて働き出してもそこで切れますよね。勤務年数等は、正職員じゃないと出せないのではないですか。

(事務局)

臨時職員の方でも継続して働いていらっしゃる方がいらっしゃいますので、そういう方も出すことができます。

(委員)

平等に出せないものは載せないほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局)

これは子ども・子育て会議の中でも話し合われましたが、保護者の方が保育所、幼稚園を選ぶというときに、新人の職員ばかりの園を選ぶのか、あるいは一定のスキルをというところを継続されている園を選ぶのか、そういったことを知る必要があるのではないかと、いうところもありまして、職員数や職員の勤務年数を公表の対象にすべきではないかとい

うところでは。

(委員)

パートの方はパートと書いていますよね。

(事務局)

そうです。時間雇用なので勤務年数の中にはなりません。そうした場合に、職員数が少ないという形にもなります。あるいは職員年数の少ない園でしたら、継続した保育だとか質が継続されているのかと、そういう判断基準になります。先ほどの継続した雇用というところにも非常に関わってきますが、目に見えるような形でどのようなものがあつたらいいのか。国の子ども・子育て会議では一応職員数、あるいは職員勤務年数というところも含め、一人一人の勤務年数ではなく、平均、あるいは出し方がいろいろあろうかと思えます。それは園のほうで。そこまでは決めているものではないですけども、一定、そういったところが1つの判断基準になるのではないかというご意見が出ましたので。

(委員)

50人ほどの中で、半分が正職員だった場合、正職員の方は年数が長いですがよね。あとの25人については、がくっと年数が下がるとすれば、この園には正職員が半分しかいないということも出てくるわけですね。運営をするにあたってそういうところで線引きをされるというのは構わないのですか。

(委員)

これは正職か臨時職かを掲載しないといけないのですか。

(事務局)

いえ、そこは書きません。勤務年数です。

(委員)

常勤職員は何年かというように、分けて記載もできるということですね。監査を受けるときは臨時職員も分けて書類を出しますよね。

(事務局)

それは処遇改善の加算のときには全部出します。

(委員)

全部出しますよね。それから、行政監査のときにも職員については正規職員と臨時職員、

パートとそれぞれ何年、どれくらい、という給料を出す。それを監査の資料として監査を受けていますよね。

(事務局)

そうです。

(委員)

そのところは、本当は市町村が出そうと思えばすぐ出せるんですね。

(事務局)

そうです。

(会長)

だいたい分かりました。年数が実際に必要だったのかなと疑問に思いましたので。

(委員)

おそらくここに書かれているのは、子育て会議の中で情報公開をするべきだといわれて出したものと思います。今、私のところのインターネットで10月から、25年度を出そうと思っているのですが、一応これに基づいた形で取り組んでいます。

(委員)

一人一人の職員の名前は、出ないわけですよね。

(事務局)

出ません。そこまでは出てないです。ですから、先ほど中内委員のおっしゃられましたその勤務年数にしても、正規の職員かといったところの雇用関係は出ません。その中で職員の平均勤務年数を出した場合に、例えば。

(委員)

そういう平均勤務年数として出すんだったら。

(事務局)

年数を出すのか、その出し方はまだそこまで細かなことまで決めていません。そこは園のお考えだと思います。

(委員)

たとえば、10年勤務年数の人が5人いるとかいうような出し方でもかまわないわけですよ。

(事務局)

そうです。

(委員)

一人一人だったら個人的にもまずいと思います。

(事務局)

そうです。そこは個人情報にもなります。県としては、そこまではあまり考えていないです。それは園での出し方によるかと思います。そういったところで一定の保護者の方もここは新しい方ばかりだとか、ベテランさんから若い方までいてちゃんと引き継いでいる園だとか、ある一定の判断になるのではないかと子ども・子育て会議の方でも出ておりました。出し方はいろいろあるかと思いますが、判断基準のなかでは必要かと思い書かせていただきました。

(委員)

できるだけこれは融通の利くようにしてほしいと思います。というのは、勤務年数で保育の質が決まるのかということになりますよね。ある種必要な項目ではありますが、果たしてそうなのかどうかというところを。補助金、助成が入っている部分は公開の義務は当然あるから、それは仕方ないのですが。今説明されたような、新人ばかりだから駄目であるという部分は推さないでほしいと思います。正規分布になっているから良い園であるなんてことは何もいえないし、どういう子育てをしたいかで選んでいけるような形でほしいと思います。だから、冒頭で申しましたように勤務年数なんてどうでもいいことだろうなと思います。

もう一点だけ、そういう形で公表するものは公表するけれども、不必要な情報については、できるだけ別の意味を持つような形で載せていく分については、行政としてある一定の判断をしてほしいです。ただ、数値は一人歩きをしてしまうので、その恐れだけは十分に考えたうえで決めてほしいです。子育て会議においても、そういう意味合いではなくて。そうするともっと年齢であったり血液型であったり個人情報に至るまでいってしまわなければいけないようになりかねないと思います。それよりももっと、その園がどのような目標を持ってやっているのかという辺りを明確にしていくべきではないのかと思います。それができているかできていないかで選ぶべきではないのでしょうか。年齢で決まるなら年齢がばっかり雇った方がということにもつながってくる。果たして保護者がそれで選ぶかどうかという辺りで。

(委員)

1つはですね、保護者がこれをインターネット上で見ていくうえで必要なものか必要でないかというのを考えないといけないと思います。ただ、子育て会議の中で、こういうものは必ず入れなさいとなっているものに対して、入れないと決めるわけにはいかないと思います。それともう1つは、情報公開をするというのは施設側としては誰も異論のないことだろうと思います。今までは自分ところの経営状態、財務状況、理事会状況とかいうものを掲示して見てもらうようにしていましたが、それがもっと進んだということ。情報公開をしている福祉団体は非常に少ないといわれています。保育所は20%しかない。だから、規制改革会議で問題になったり、社福のあり方で問題にされたりしているわけです。これを自分たちがある部分やっていかないと、公費が入っているのに不透明だといわれてくる。そういうことはわれわれにとっては心外でございます。すべきことはきちんとしていくという理念の下で、必要のないもので必要と。だけど、方向性としてはやっぱり情報公開はきちんとしていかないと世の中が許さないという状況になっていると思います。これはこういう形の中でしていくべきだろうと私は思います。

(吉村会長)

園を利用する立場の方、それから園を運営していかれる立場の方それぞれのご意見がございました。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

いまのご意見を参考にまた次回までにまとめていただきたいと思います。

それでは、次に、地域における子育て支援、こちらのほうをまた幼保支援課の原課長のほうからお願いします。

「(6) 地域子ども・子育て支援事業の区域設定」

(幼保支援課)

説明させていただきます。地域子ども・子育て支援事業の区域設定についてでございます。本日の会の初めのほうでご意見をいただきました教育・保育の提供に関する区域設定については、施設の設置の認可、認定に関することから、県計画で区域を設定することが必須となっております。この地域子ども・子育て支援事業については、必須とはなっておりません。そのため、他県からも高知県はこの地域子ども・子育て支援事業について区域設定を行う予定はありますかといったような照会もあります。

この地域子ども・子育て支援事業は、認可、認定に関わりがないことから、あえて特別に区域を設定する必要がないものと考えています。ただ、丸の2つ目の事例としてあげておりますが、病児、病後児保育、この事業などでは、例えばご協力いただく医師の確保など市町村単独での事業実施が厳しい状況もあるような場合には、ケースに応じて区域設定

ということではなく、複数の市町村でケースに応じて連携して事業を実施する方法を検討するなど市町村とも相談をしながら、保護者のニーズに対応できる方策を検討していくというようなことでやっていきたいと思っております。以上でございます。

(吉村会長)

ありがとうございます。県からの考え方のご提案がございました。県は認可に直接関わるわけではないので必要がない。それから、医療機関との連携についてということで、これは医師会等に協力依頼を行って事業を進めていくという点についてでした。

いかがでしょうか。ご意見はございますか。子育て支援ということで、井上委員さん、何かご意見ございますか。確認しておきたいこととか特によろしいですか。

(委員)

はい、ないです。

(吉村会長)

ほかの委員の皆さま、確認しておきたいことなど、もしありましたら、あわせてお願いします。よろしいでしょうか。

(委員)

この事業ではなくて、この全般で。国でもまだ制度が固まっていないところがあります。それから、基本理念からいえば、外れるような部分。例えば、新制度についてのみ、やっているけれども、この中で、供給の中でも新制度に入らない幼稚園という項目がある。それから、認可をされてないところに行っている子どもたちもいるというなかで、別の評価が生まれるような形は避けてほしいと思います。1つ例をあげますと、今のままの私立幼稚園と施設型給付による私立幼稚園という二つの私立幼稚園が二つの制度で行われることが決まっています。そういう中で、その制度によってお金で子育てをする方法が決まるのではない。子どもを育てていく全ての家庭に子どもの最善の利益につながるような選び方ができる。だから、先ほど申しましたような年齢構成ではなくて、その園が一体どういうことをやりたいか、どういうところなのか、どういう育て方をするのかということで選べるようなものです。それによるお金の差は、制度上は仕方がない部分がありますので、その分をやはり県や市町村がというような形。特に、旧来の保育所と幼稚園、それから公立、私立との格差が歴然とある部分が1つの施設型給付の中で平等になるかということとそうでもない。金額的にも違ってくるということが出ております。そういうことに対して、できるだけ同じように、どんな子に育てたいんだという想い。そして、また高知県でさらに子どもを産んでいきたいと思えるような、産み、育てていきたいというような部分を。国に足りないところを補完していただけるようなところを県、もしくは市町村にぜひとも進めて

いただきたいです。

今の制度を少し手直した形で踏襲していてもあんまり結果は変わらないのではないかと思いますので、非常に条件が悪いです。子どもが少ないなかで、経営が難しいなかで、少ない子たちの利益をいかに守っていくかというところに観点を置けるような。そんな新しい視点です。だから、前回も申しましたけど、これはお金のかかる、いわゆる投資事業です。結果をどうこうするだったら、これは投資に見合うペイバックが近い将来ではないかもしれませんが、やはり先に結び付くような思い切った投資にしていいただきたいなというお願いを1点だけさせていただきます。

以上です。

(吉村会長)

この議題というよりは全般的なところでということですね。

(委員)

それは、国に対して、再度でも口を酸っぱくしていただけたらいいと思います。

(委員)

国は「県でやって」というだけでしょう。

(委員)

県はお金がないので、国に対していっていかないといけないと思うのですが。

(委員)

その引っぱり方はお任せします。

(委員)

先ほどいわれたように、やはり少子化という人口対策になっていくので。そういうものを考えたときに、日本の子どもはどうなっていくか。そこに投資をすることは、やはり大事なことだということを、今後の子ども・子育て会議が続いていますので、その中では怒られても高知県はしつこうにいうていただきたい。

(吉村会長)

全般的なことということで今のご意見をどこかに盛り込んでいただければと思います。

すみません、先ほどの8ページの地域における子育て支援ということで、県の考え方として2点ございました。こちらのほうでよろしいですか。この方向で計画をまとめていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、そのようにしていただきます。

(委員)

ご説明いただいたことですが、区域の設定について参酌基準というので、挟むべき必要があるかということです。これは別段、参酌基準ですから構わないということですか。

(幼保支援課)

どちらでも構いません。

(吉村会長)

それでは、時間が押してきましたけども、最後に高知県認定こども園条例の改正について事務局のほうからご説明をお願いします。

「(7) 高知県認定こども園条例」

(幼保支援課)

それでは、最後の説明をさせていただきます。資料4をお願いします。標題にありますように、幼保連携型認定こども園の学級の編制、運営に関する基準というのが4行目の①にございますように、国から内閣府・文部科学省・厚生労働省の3つの連名で基準が示されました。高知県では、この国から示されました基準に基づきまして、高知県の認定こども園条例の一部改正する議案を9月議会に提出する予定としております。

幼保連携型認定こども園の設備、運営に関する基準として定める内容を簡単にご説明させていただきます。資料4の1ページですけれども、表がございますが、表の左の端の条項が国が定めた基準となります。学級編制、職員の配置の基準については「従」という字が書かれておりますが、これは国が定めた基準に従いなさいということがございます。次の項目の1ページ目の一番下、施設設備が1ページから2ページにかけてございます。また3ページには、運営ということで、運営基準が書かれております。見ていただくと分かりますように、少し色が濃くなっている部分が従うべき基準ということになっています。

従うべき基準ではない参酌基準としましては、2ページの下の方、施設設備の項目の中で、放送、聴取設備、映写設備などについて設置するよう努めること。それから、その下、園具、教具は学級数、および園児数に応じて必要な種類や数を備えること。また、3ページでは、教育・保育時間に関して原則1日8時間とすること。次の子ども・子育て支援事業、その下の掲示、そして児童福祉施設の設備、運営に関する基準の準用の中では、設備運営基準、一般原則、研修等、それから苦情への対応、保護者との連絡などが参酌基準となっております。これは国が定めた基準どおりではなく、かえてもよろしいという基準でございます。

1 ページにお戻りいただけますでしょうか。表の上のほう、この度の条例の改正にあたってでございます。幼保連携型認定こども園の設置につきましては、これを促進してまいりたいと考えております。従いまして、先ほど説明しました従うべき基準はもとより、参酌基準となっている部分についてもその内容から判断しまして、国の基準に準じた内容で改正をする予定としております。ただ、②に記載をしておりますとおり、高知県の状況も踏まえて非常災害対策、特に南海トラフ地震に対する備えとして防災対策マニュアルの策定、必要に応じた点検など、また、地産地消の推進、それから役員、職員等についての暴力団等の排除については国の基準とは関係なく独自基準として追加をする予定としております。

この独自基準につきましては、既に高知県児童福祉施設の設備、運営に関する基準を定める条例においても規定をしておりますし、また、現在の認定こども園条例にも規定をしておりますので、引き続き規定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(吉村会長)

ありがとうございます。条例等の制定についてご意見ございましたらお願いします。

(委員)

私も分からないから、教えて欲しいのですが。これは35人学級ですか。

(事務局)

原則35人です。

(委員)

今は、30人学級ですか。

(事務局)

いえ、一番上にありますとおり、満3歳児以上の園児で原則35人以下です。

(委員)

35人以下ですね。

(事務局)

はい。

(委員)

こちらの認可基準の中では、4、5歳児は30人ということですよ。
それが32人ぐらいでしたらこれはどういうことになりますか。

(事務局)

1学級32人だった場合にどうなるのかってところですか。

(委員)

35人の範囲の中でしてくださいということですか。

(事務局)

いえ、職員の配置基準のところについては、それは保育所と同じ考え方です。全部のお子さんそれぞれに人数計算をして合計したものの人数が必要ということになっているわけです。学級編制はあくまでも、3歳以上の子どもさんについては、学級編制をし、そして学級については35人以下で、原則1人の職員をつけてくださいということになっています。そこで若干矛盾を感じるようなところではありますが、保育所の職員数は全体用、3歳以上の学級を単位としたときにはその幼稚園基準をというところで考えていただいたら結構です。

(委員)

幼保連携型ですよ。分かりました。

(事務局)

すみません。

(委員)

32人だったら少ないなと思いました。

(吉村会長)

ほかにご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件についての意見交換を終了させていただきます。

本日用意させていただいた議題は以上でございます。どうも皆さま、ありがとうございます。それでは、事務局のほうにお返しいたします。

(事務局)

はい、ありがとうございます。お疲れさまです。長時間、ご議論をいただきましてありがとうございます。本日もいろいろさまざまなお意見をいただきましたので、そちらを踏

まえて作業のほうを進めてまいりたいと思います。先ほど会長からもお話しいただきましたけれども、皆さんのお手元のところにご意見のペーパーを用意しております。会議でいえなかったこと、それからまた後で考えてみて追加事項したいことなどございましたら、9月の24日をめどにファックスなりメールでお願いいたします。また、皆さまのほうにもメールをお送りするよういたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

今後のスケジュールでございますが、次回の会議は11月頃に開催をしたいと考えております。また、あらためて日程調整させていただきますので、ご協力をお願いしたいと思います。また、本日の議事録については整理が出来次第、また皆さまのほうにお送りをさせていただきます。それでは、最後に、私どもの地域福祉部長の井奥より一言ごあいさつをさせていただきます。

(井奥地域福祉部長)

委員の皆さん、本日は長時間の会合、お疲れさまでございました。貴重なご意見を多数いただきましたことを事務局を代表いたしましてお礼申し上げます。中でも今日お聞きしていますと、基本理念のところ、需給調整の在り方、あるいは、幼・保・小の連携を含めた切れ目のないサービスの確保と質の向上、そして、保育士等の確保策につきましていろいろ議論をいただきました。いずれも重要な課題だと認識しておりますので、関係機関との連携も図りながら検討を深めてまいりたいと考えております。

本日いただきましたご意見は、今後の県計画に反映できるものについては適切に反映してまいりたいと考えております。本日は有意義なご意見、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。